昭27. 1. 12.

官報

毎日文庫

明治十五年三月三十一日第三種郵便物認可

主要目次

政令
○繭糸価格安定審議会令　一二九頁
府令
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正　一二九
告示
○検定に合格した無線方位測定機　一二九
○酒類の級別及び類別の決定に関する告示の一部改正　一三三
○連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に対して通知した事項　一三三
○連合国財産の譲渡し、引渡し命令　一三三
○文化財保護法により文化財を重要文化財に指定　一三五
○右同法により重要文化財を国宝に指定　一三六
○検疫法第二十六條の手数料の納付方法　一四四
○食品衛生法による食品、添加物、器具及び容器包装の規格及び基準を定める件の一部改正　一四四
○漁港指定　一四五
○第二水産講習所田名実習場設置　一四六
○食糧管理法の施行に関する件の一部改正　一四六
○自作農創設特別措置法に基き買収又は使用予定地域指定　一四六
○輸入に関する事項の公表（第五十二回）の一部改正　一四六
○航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に関して必要な事項　一四七
○五円郵便切手発行（おきなの面）　一四九
○夕張丸無線電報取扱所等設置　一五〇

政令

繭糸価格安定審議会令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年一月十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第一号

繭糸価格安定審議会令

内閣は、繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）第十六條第七項の規定に基き、この政令を制定する。

（委員の任期）

第一條　繭糸価格安定審議会（以下「審議会」という。）の委員の任期は、一年とし、これに欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。

（専門調査員）

第二條　農林大臣は、専門の事項を調査させるため、必要があると認めるときは、審議会に専門調査員を置くことができる。

2　専門調査員は、非常勤とする。

（審議会の庶務）

第三條　審議会の庶務は、農林省蚕糸局において処理する。

（審議会に関する雑則）

第四條　前三條に定めるものの外、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林大臣　広川　弘禪

内閣総理大臣　吉田　茂

府令

◉法務府令第三号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年一月十二日

法務総裁　木村篤太郎

別表千葉地方法務局の部松戸支局の款流山出張所の項中「江戸川町」を「流山町」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

告示

◉電波監理委員会告示第五十号

次の無線方位測定機は、無線機器型式検定規則第三條の規定による検定に合格した。

昭和二十七年一月十二日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　検定合格の年月日　昭和二十六年十二月二十八日
二　検定番号　第一五五八号
三　申請者の名称　太洋無線株式会社
四　機器の名称及び型式　TD—F型無線方位測定機
五　機器製造者の名称　太洋無線株式会社
六　検定周波数範囲　二八五kcから五三五kcまで

◉電波監理委員会告示第五十一号

次の無線方位測定機は、無線機器型式検定規則第三條の規定による検定に合格した。

昭和二十七年一月十二日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　検定合格の年月日　昭和二十六年十二月二十八日
二　検定番号　第一五五七号
三　申請者の名称　光電製作所
四　機器の名称及び型式　KS—二三一型無線方位測定機
五　機器製造者の名称　光電製作所
六　検定周波数範囲　二八五kcから五三五kcまで

◉電波監理委員会告示第五十二号

電波法第十三條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第一二五一号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の茨城県内の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　水戸市北三の丸一一九番地　東経一四〇度二九分　北緯三六度二二分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　いばらぎほんぶ　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリープ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第一二五二号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の茨城県内の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年一月三十日
八　設置場所　茨城県多賀郡高萩町一七四六の二番地　東経一四〇度四三分　北緯三六度四三分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　たかはぎ　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第一二五三号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の茨城県内の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年一月三十日
八　設置場所　茨城県鹿島郡鹿島町一七五二の二番地　東経一四〇度三八分　北緯三五度五八分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　かしま　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第一二五四号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の茨城県内の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年一月三十日
八　設置場所　茨城県那珂郡大宮町二六〇番地　東経一四〇度一二五分　北緯三六度三三分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　おおみや　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第一二五五号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の茨城県内の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年一月三十日
八　設置場所　茨城県西茨城郡笠間町大字笠間一五三三番地　東経一四〇度一二五分　北緯三六度二三分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　かさま　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第一二五六号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
四　無線局の目的　国家公安委員会所属の茨城県内の各固定局
五　通信の相手方　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
六　通信事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年一月三十日
八　設置場所　土浦市鷹匠町三〇〇の二番地　東経一四〇度一二分　北緯三六度〇六分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　つちうら　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第一二五七号
二　承認を受けた者　国家公安委員会

三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の茨城県内の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年一月三十日
八　設置場所　茨城県真壁郡下館町二四八の一番地　東経一三九度五九分　北緯三六度一九分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　しもだて　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第一二五八号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の茨城県内の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年一月三十日
八　設置場所　茨城県北相馬郡取手町甲二九二番地　東経一四〇度〇四分　北緯三五度五四分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　とりて　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第一二五九号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の茨城県内の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年一月三十日
八　設置場所　茨城県猿島郡境町三九五番地　東経一三九度四八分　北緯三六度〇六分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　さかい　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第一二六〇号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の茨城県内の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年一月三十日
八　設置場所　茨城県筑波郡筑波町字筑波一番地　東経一四〇度〇六分　北緯三六度一三分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　つくばさん　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第一二六一号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の茨城県内の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年一月三十日
八　設置場所　茨城県稲敷郡江戸崎町甲二六六五番地　東経一四〇度一九分　北緯三五度五七分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　えどさき　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第一二六二号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の茨城県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

昭27.1.12.　第7502号

七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設　置　場　所　水戸市北三の丸一一九番地　東経一四〇度二九分　北緯三六度二二分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
いばらきほんぶ　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相　変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　電波監理委員会委員長　富安　謙次　第一二六三号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
四　無線局の目的　国家公安委員会所属の茨城県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
五　通信の相手方　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
六　通信事項　昭和二十七年五月三十一日
七　承認の有効期限　茨城県多賀郡高萩町一七四六の二番地　東経一四〇度四三分　北緯三六度四三分
八　設　置　場　所
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
たかはぎ　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相　変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第一二六四号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の茨城県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設　置　場　所　茨城県鹿島郡鹿島町一七五二の二番地　東経一四〇度三八分　北緯三六度五八分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
かしま　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相　変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第一二六五号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の茨城県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設　置　場　所　茨城県那珂郡大宮町二六〇番地　東経一四〇度二五分　北緯三六度三三分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
おおみや　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相　変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第一二六六号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の茨城県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設　置　場　所　茨城県西茨城郡笠間町大字笠間一五三三番地　東経一四〇度七五分　北緯三六度二三分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
かさま　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相　変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第一二六七号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五　通信の相手方　国家公安委員会所属の茨城県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設　置　場　所　土浦市霞匠町三〇〇の二番地　東経一四〇度一二分　北緯三六度〇五分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
つちうら　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相　変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十二日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十六日　第一二六八号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の茨城県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設　置　場　所　茨城県真壁郡下館町二四八の一番地　東経一三九度五九分　北緯三六度一九分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
しもだて　F三　四三・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相　変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉大蔵省告示第五十七号

酒税法施行規則（昭和十五年勅令第百四十五号）第十六條第一項の規定に基き、酒類の級別及び類別の決定に関する告示（昭和十八年四月大蔵省告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年一月十二日

大蔵大臣　池田　勇人

別表一褒紋富久娘の項中「花木孝雄」を「花木酒造株式会社」に改める。

◉大蔵省告示第五十八号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十五條第一項の規定により、電気通信大臣に対し、左に掲げる事項を通知した。

昭和二十七年一月十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　返還請求権者の名称及び事務所
合資会社　万国塗料製造所　兵庫県芦屋市打出大東町七十六番地
二　政府所有の電話施設として提供される電話設備の設置場所
兵庫県芦屋市打出大東町七十六番地　合資会社　万国塗料製造所
三　返還期日　昭和二十七年一月十日
四　政府所有の電話施設として提供されるべき電話機の数
一　口
五　返還要求に係る電話加入権の現在における状態
芦屋局　四三五四番　東京都中央区日本橋通一丁目九番地　日産化学工業株式会社

◉大蔵省告示第五十九号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第三号の規定により、左の者に対し、それぞれその所有する左の財産を昭和二十七年一月十二日にシェル石油株式会社（神奈川県横浜市中区山下町五十八番地）に譲渡し、且つ、引き渡すことを命じた。

昭和二十七年一月十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　株式会社　恒川商店（愛知県名古屋市中区呉服町三丁目十七番地）
種類　数量　所　在　地
㈠　動産　二点　愛知県名古屋市中区呉服町三丁目十七番地　同所　御器所町字小針一番の一
㈡　同右　二点

二　日本通運株式会社（東京都中央区日本橋室町二丁目二番地）
種類　数量　所　在　地
動産　二点　愛知県名古屋市瑞穂区牛巻町二丁目二番地
三　山本好作（岐阜県恵那郡大井町二百七十一番の五）
種類　数量　所　在　地
動産　二点　岐阜県恵那郡大井町二百七十一番の五
四　合名会社　中村商店（福島県相馬郡中村町大町八十三番地）
種類　数量　所　在　地
動産　二点　福島県相馬郡中村町大町八十三番地
五　株式会社　佐藤商店（福島県郡山市本町五十番地）
種類　数量　所　在　地
㈠　動産　二点　福島県若松市石堂町馬場道下三百一番地
㈡　同右　四点　福島県平市五丁目十七番地
㈢　同右　二点　福島県郡山市本町四十八番地
六　青森トヨタ自動車株式会社（青森県青森市造道字浪打百六番の五十五）
種類　数量　所　在　地
動産　二点　青森県八戸市大字十八日町五番地

◉大蔵省告示第六十号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第三号の規定により、左の者に対し、それぞれその所有する左の財産を昭和二十七年一月十二日にシェル石油株式会社（神奈川県横浜市中区山下町五十八番地）に譲渡することを命じた。

昭和二十七年一月十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　株式会社　佐藤商店（福島県郡山市本町五十番地）
種類　数量　所　在　地
動産　二点　神奈川県横浜市鶴見区安善町二丁目四番地
二　後藤真蕃（福島県岩瀬郡須賀川町字西六丁目十番地）
種類　数量　所　在　地
㈠　動産　三点　神奈川県横浜市鶴見区安善町二丁目四番地
㈡　同右　一点　宮城県仙台市長町字西台畑二十五番地

◉大蔵省告示第六十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、三重県信用金庫第十回愛郷定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　三重県信用金庫第十回愛郷定期預金
二　條　件
㈠　契約期間　六月
㈡　預入金額　一口千円
㈢　利　息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年一月十四日から同年二月二十九日まで。
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各三組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一
二等	一、〇〇〇	二
三等	五〇〇	三
四等	五〇	二〇
五等	三五	六〇〇
六等	二〇	三、〇〇〇
計		二六、三七四
		三〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月二十日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第六十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、豊岡信用金庫第七回割増金附平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　豊岡信用金庫第七回割増金附平和定期預金

二　條件

㈠　契約期間　甲種　六月　乙種　一年

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十四日から同年二月二十八日まで。

四　割増金　甲種、乙種とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

㈠　甲種

等級	割増金	当せんの数
特賞	五、〇〇〇円	一本
特等	一、〇〇〇	一
一等	五〇〇	一
二等	一〇〇	二〇
三等	五〇	三〇
四等	五〇〇	一
五等	一〇〇	一
六等	四五	三
計		二、〇〇〇

㈡　乙種

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	一
二等	二、〇〇〇	一
三等	一、〇〇〇	一
四等	五〇〇	三
五等	一〇〇	一〇〇
六等	一〇〇	一、八九二
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月十五日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第六十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、八尾信用金庫第二回万福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　八尾信用金庫第二回万福定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十四日から同年二月二十九日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	五、〇〇〇	一〇
三等	一、〇〇〇	三〇
四等	五〇〇	八〇
五等	五〇	六〇〇
六等	一二	二〇、〇〇〇
計		一九、二七〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月十五日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月二十日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第六十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、大野町農協第一回みのり定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　大野町農協第一回みのり定期貯金

二　條件

㈠　契約期間　一年

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十四日から同年二月二十五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三百個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	一
三等	一〇〇	三
四等	七〇	三〇
五等	四八	二六五
計		三〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月一日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月五日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第六十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、太洋相互銀行第六回大徳定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　太洋相互銀行第六回大徳定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年一月十四日から同年三月十五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	九
二等	一、〇〇〇	五〇
三等	一〇〇	一、〇〇〇
四等	四〇	四、〇〇〇
五等	一九	九四、九四〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月二十三日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月二日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

名称	指定告示	員数	名称	指定告示	員数	所有者の住所
絵画の部						
姫路城天守	姫路城天守文部省告示昭和六年第十七号	一棟	姫路城大天守	姫路城大天守文部省告示昭和二十七年第十七号	一棟	兵庫県姫路市本町
姫路城東小天守	姫路城東小天守文部省告示昭和六年第十七号	一棟	姫路城東小天守	姫路城東小天守文部省告示昭和二十七年第十七号	一棟	兵庫県姫路市本町
姫路城西小天守	姫路城西小天守文部省告示昭和六年第十七号	一棟	姫路城西小天守	姫路城西小天守文部省告示昭和二十七年第十七号	一棟	兵庫県姫路市本町
姫路城東ロ、ハ、ホ、ヘ	姫路城東ロ、ハ、ホ、ヘ文部省告示昭和二十七年第十七号	四棟	姫路城東ロ、ハ、ホ、ヘ	姫路城東ロ、ハ、ホ、ヘ文部省告示昭和二十七年第十七号	四棟	兵庫県姫路市本町
姫路城イ、ロ、ハ、ニ	姫路城イ、ロ、ハ、ニ文部省告示昭和二十七年第十七号	四棟	姫路城イ、ロ、ハ、ニ	姫路城イ、ロ、ハ、ニ文部省告示昭和二十七年第十七号	四棟	兵庫県姫路市本町

名称	指定告示	員数	名称	指定告示	員数	所有者の住所
彫刻の部						
木造薬師如来坐像	木造薬師如来坐像文部省告示昭和二十七年第十七号	一体	木造薬師如来坐像	木造薬師如来坐像文部省告示昭和二十七年第十七号	一体	京都府京都市右京区西京極大入町
木造薬師如来坐像	木造薬師如来坐像文部省告示昭和二十七年第十七号	一体	木造月光菩薩立像	木造月光菩薩立像文部省告示昭和二十七年第十七号	一体	京都府京都市右京区西京極大入町
木造比丘尼神像	木造比丘尼神像文部省告示昭和二十七年第十七号	一体	木造仲津姫命坐像	木造仲津姫命坐像文部省告示昭和二十七年第十七号	一体	京都府京都市右京区西京極大入町
木造功皇后坐像	木造功皇后坐像文部省告示昭和二十七年第十七号	一体	木造神功皇后坐像	木造神功皇后坐像文部省告示昭和二十七年第十七号	一体	京都府京都市右京区西京極大入町
梁師如来金銅坐像（伝行基願作）	梁師如来金銅坐像（伝行基願作）文部省告示昭和二十七年第十七号	一体	梁師如来及両脇侍像（金堂安置）	梁師如来及両脇侍像（金堂安置）文部省告示昭和二十七年第十七号	三体	京都府京都市右京区西京極大入町
梁師如来及両脇侍像（金堂安置）	梁師如来及両脇侍像（金堂安置）文部省告示昭和二十七年第十七号	三体	梁師如来坐像（伝行基願作）	梁師如来坐像（伝行基願作）文部省告示昭和二十七年第十七号	一体	京都府京都市右京区西京極大入町
木造薬師如来同脇士像（伝中将姫願作）	木造薬師如来同脇士像（伝中将姫願作）文部省告示昭和二十七年第十七号	三体	木造薬師如来坐像（金堂安置）	木造薬師如来坐像（金堂安置）文部省告示昭和二十七年第十七号	一体	京都府京都市右京区西京極大入町
工芸品の部						
本宮古伝物館金地鍍金毛抜形太刀	本宮古伝物館金地鍍金毛抜形太刀	一口	本宮古伝物館金地鍍金毛抜形太刀	本宮古伝物館金地鍍金毛抜形太刀	一口	和歌山県新宮市大社町
本宮古伝物館鍍金銘太刀	本宮古伝物館鍍金銘太刀	一口	本宮古伝物館鍍金銘太刀	本宮古伝物館鍍金銘太刀	一口	和歌山県新宮市大社町
鍋島藩士鍋島信濃守光茂ノ愛用ノ甲冑	鍋島藩士鍋島信濃守光茂ノ愛用ノ甲冑文部省告示昭和二十七年第十七号	一領	鍋島藩士鍋島信濃守光茂ノ愛用ノ甲冑	鍋島藩士鍋島信濃守光茂ノ愛用ノ甲冑文部省告示昭和二十七年第十七号	一領	佐賀県佐賀郡諸富村大字徳富字川久保字大堂一番地の一
一棟造銘備前国住長船与三左衛門尉祐定作	一棟造銘備前国住長船与三左衛門尉祐定作文部省告示昭和二十七年第十七号	一振	一棟造銘備前国住長船与三左衛門尉祐定作	一棟造銘備前国住長船与三左衛門尉祐定作文部省告示昭和二十七年第十七号	一振

昭27.1.12.　第7502号

名称	指定年月日	員数	所在地	所有者	構造及び形式
平等院鳳凰堂	明治三十七年六月十七日		京都府宇治市	平等院	建物の部
鳳凰堂	明治三十七年六月十七日		同	同	中堂
鳳凰堂	明治三十七年六月十七日		同	同	翼廊
鳳凰堂	明治三十七年六月十七日		同	同	尾廊
鳳凰堂	明治三十七年六月十七日		同	同	翼廊
法界寺本堂	明治三十七年六月十七日	一棟	京都府宇治市	法界寺	形式不明一棟、桁行五間、梁間五間、一部二階建、瓦葺入母屋造、平入、正面に向拝一間、背面に切妻造、平入、正面に向拝一間、背面に切妻造、平入、正面に向拝一間、背面に切妻

鎌倉市	極楽寺	一堂	法華	一軀	木造獅子狛犬像（宝暦作）
鎌倉市	長谷寺	一堂	法華	一軀	木造獅子狛犬像（宝暦作）
鎌倉市	鶴岡八幡宮

曜変天目茶碗	第文部省十一号	昭和十年	一口 財団法人静嘉堂 東京都目黒区

名称	住所	指定年月日	名称	員数	構造及び形状	所有者	所有者の住所
御厨家神社八幡宮本殿 鋼鐙 深沢家八月三日家ノ鎧ノ	西隅田八幡神社	昭和二十七年十一月十二日	人物画象鏡	一面	縦一二・六センチメートル	東京都府中市	
茅古墳群の都	西多摩郡日の出町	昭和二十七年十一月十二日	埴輪	一括	本殿 石の間 一棟 一間向拝 入母屋造 銅板葺 拝殿 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺	東京都千代田区 宗教法人日枝神社	東京都千代田区 永田町二丁目 十番地
東京都府中市 大国魂神社 本殿 拝殿 東殿 西殿 南殿 東門 西門 南門 東廊 西廊 南廊 東中門 西中門 南中門 東透塀 西透塀 南透塀 東中門 西中門 南中門 東透塀 西透塀 南透塀	東京都府中市	昭和二十七年十一月十二日	東京都府中市大国魂神社 本殿 拝殿 東殿 西殿 南殿 東門 西門 南門 東廊 西廊 南廊 東中門 西中門 南中門 東透塀 西透塀 南透塀 東中門 西中門 南中門 東透塀 西透塀 南透塀	一括	本殿 一棟 一間 入母屋造 銅板葺 拝殿 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 東殿 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 西殿 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 南殿 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 東廊 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 西廊 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 南廊 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 東中門 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 西中門 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 南中門 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 東透塀 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 西透塀 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 南透塀 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 東中門 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 西中門 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 南中門 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 東透塀 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 西透塀 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺 南透塀 一棟 一間一間 入母屋造 銅板葺	宗教法人 大国魂神社 東京都府中市 大国魂神社 宮司 大国魂 一郎	東京都府中市 宮町一番地
東京都府中市 大国魂神社 摂社 摂社 末社 末社 末

昭27.1.12.　第7502号

地	名称	所在地	年月日
鼓楼	東照宮正面及び背面唐門	二棟	明治四十一年第七部省告示第九十六号
本経堂	正面唐門、桁行一間、梁間一間、一重、四方唐破風造、銅瓦葺	背面唐門、一間二戸平唐門、銅瓦葺	
上神庫	東照宮	栃木県上都賀郡日光町大字日光	
中神庫	東照宮	栃木県上都賀郡日光町大字日光	
下神庫	東照宮	栃木県上都賀郡日光町大字日光	
水屋	東照宮東西透塀	二棟	明治三十六年第内務省告示第九十六号
神楽殿	東透塀、折曲り延長四十三間、銅瓦葺	西透塀、折曲り延長四十四間、銅瓦葺	
表門	東照宮陽明門	一棟	昭和十六年第内務省告示第九十六号
五重塔	三間一戸唐破風附、銅瓦葺、入母屋造、四方附	軒唐破風附、銅瓦葺、左右袖塀	
石鳥居	東照宮東西廻廊	二棟	昭和十七年第内務省告示第千五十八号
坂下門	東廻廊、折曲り延長五十四間、梁間一間、御供所及び同廊を含む	西廻廊、折曲り延長三十六間、梁間一間	
宝塔	各一重、入母屋造、銅瓦葺		
唐門	東照宮	栃木県上都賀郡日光町大字日光	
石玉垣	東照宮	栃木県上都賀郡日光町大字日光	
社殿	東照宮	栃木県上都賀郡日光町大字日光	
奥

◉農林省告示第十四号

昭和二十六年十二月三十一日農林大臣　広川弘禅

◉農林省告示第十五号

昭和二十七年一月十一日農林大臣　広川弘禅

◉農林省告示第十六号

昭和二十七年一月十一日農林大臣　広川弘禅

◉通商産業省告示第一号

昭和二十六年十二月通商産業省告示第三百九十四号（鵜入に関する事項の一部を次のように改正し、昭和二十七年一月一日から施行する。

昭和二十七年一月十二日

通商産業大臣　高橋龍太郎

◉運輸省告示第十七号（抄）

航路標識の新設、改廃、その他航行に関して必要な事項を次のように告示する。

昭和二十七年一月十二日

運輸大臣　緑川清一

（24項……46項）

○27年24項（一時関係）*

北海道南岸――襟裳岬北西方　対空射撃訓練期間延長

記事　襟裳岬北西方における連合国軍の対空射撃訓練は昭和27年3月31日まで延期した、附近航行の船舶は注意を要する。

区域　42°29′00″N.，142°01′30″E.の地点を中心とする半径約5.9M(12,000 yds.)の圏中、180～305°の扇形区域内海面

期間　昭和27年1月1日―同年3月31日

訓練時間　毎日0800―1700

海図　43

誌類　誌461.3ページ―26年727項（削除）

出所　外務省

●27年25項

北海道西岸――乙部港　燈柱改設

記事　乙部港船だまり西防波堤燈柱は昭和26年12月21日名称を「乙部港船だまり西防波堤燈台」に変更の上下記の通り改設した。

位置　船だまり防波堤外端
41°58.0′N.，140°08.0′E.（概位）

略記　Fl. R. ev. 4 sec. 10 m. 4½ M.（U）

細目　燈質　閃紅光、毎4秒に1閃●燈高　平均水面上10.0 m●光達　4.5 M●燭光数　32●明弧　全度●構造　紅塗四角形コンクリート造、礎上高8.4 m●無看守

海図　11―10―43

誌類　†誌104.201ページ―†誌411.1429番

出所　燈台部

●27年26項

北海道西岸――余市港　燈標設置

記事　余市川の河口左岸に昭和26年11月1日「余市川口燈標」を設置した。

位置　43°11′38″N.，140°47′42″E.

略記　F. R. 5s. m. 8½ M.（U）

細目　燈質　不動紅光●燈高　平均水面上5.8 m●光達　8.5 M●燭光数　80●明弧　全度●構造　紅塗四角やぐら形鉄造、礎上高3.7 m●無看守

海図　28―43

誌類　†誌104.183ページ―†誌411.1417.4番（挿入）

出所　燈台部

○27年27項（一時関係）*

本州北西岸――直江津港　浮標再置

記事　26年922項で流失の旨告示した直江津泊地B浮標は昭和26年12月21日図載位置に再置した。

位置　直江津港導水堤燈柱（群閃白光）の北東方約0.56 M
37°11.4′N.，138°15.5′E.（概位）

海図　1155（直江津港）

前告示　誌411.2681.1番関係の26年922項（削除）

出所　燈台部

○27年28項（一時関係）

本州北西岸――柏崎港　燈柱消燈、仮燈点燈

記事　柏崎港燈柱（明暗白光）は昭和26年12月24日消燈し、仮燈（不動白光）を点燈した。

位置　番神鼻東方の岩礁上
37°21.8′N.，138°32.2′E.（概位）

仮燈略記　Lt. F.

仮燈燈質　不動白光

海図　146

誌類　誌411.933番

出所　燈台部

○27年29項（一時関係）*

津軽海峡――尻矢埼西方　射撃および爆撃訓練期間延長

記事　尻矢埼西方における連合国軍の射撃および爆撃訓練は昭和27年3月31日まで延期した、附近航行の船舶は注意を要する。

区域　下記4地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
(イ)41°20′N.，141°14′E.
(ロ)41°20′N.，141°21′E.
(ハ)41°25′N.，141°23′E.
(ニ)41°25′N.，141°13′E.

期間　昭和27年1月1日―同年3月31日

訓練時間　毎日0000―2400

海図　10

誌類　誌461.13ページ―26年738項（削除）

出所　外務省

○27年30項（一時関係）*

本州東岸――八戸港附近　射撃訓練期間延長

記事　八戸港附近における連合国軍の射撃訓練は昭和27年3月31日まで延期した、附近航行の船舶は注意を要する。

区域　下記3地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
(イ)40°33′34″N.，141°28′05″E.
(ロ)40°33′30″N.，141°32′25″E.
(ハ)40°35′55″N.，141°31′20″E.

期間　昭和27年1月1日―同年3月31日

訓練時間　毎日0000―2400

海図　53

誌類　誌461.15ページ―26年739項（削除）

出所　外務省

●27年31項

本州東岸――塩釜港　燈浮標燈質等変更

記事　塩釜港第3号燈浮標は昭和26年12月21日燈質を閃緑光に、光達等を下記の通り変更した。

位置　地蔵島燈台の西方約330 m
38°19.1′N.，141°04.2′E.（概位）

略記　Fl. G. ev. 5 sec. 3½M

細目　燈質　閃緑光、毎5秒に1閃●燈高　水面上3.2 m●光達　3.5 M●その他従前通り

注意　書誌101号.236ページ―18―21行ちよう附の25年579項別紙2行中「水面上3.3 m」を「水面上3.2 m」に改記する。

海図　64（分図共）―79

誌類　（注意）誌101.236ページ―†誌411.272番

出所　燈台部

●27年32項

本州東岸―小名浜港　燈柱光達等変更

記事　小名浜港東防波堤燈柱は昭和26年12月20日光達を7Mに変更した。

位置　東防波堤の東端
36°56.1′N.，140°55.0′E.（概位）

略記　Fl. ev. 5 sec. 11 m. 7 M.（U）

細目　光達　7M●燭光数　120●その他従前通り

海図　62（分図「小名浜湾」）

誌類　†誌411.264番

出所　燈台部

○27年33項（一時関係）

東京海湾　横須賀港――観音埼　霧信号業務休止

記事　観音埼霧信号所（霧笛）は業務を休止している。

位置　観音埼燈台内
35°15.2′N.，139°44.9′E.（概位）

海図　91―1082―1081

誌類　誌411.53番

出所　燈台部

●27年34項

本州南岸――四日市港　導燈（前燈）移設

記事　四日市港導燈（前燈）は燈質を明暗紅光に、光達等を下記の通り変更の上図載位置の東方約230 mに移設した。

位置　導燈（後燈）から95°690m
34°56.8′N.，136°38.6′E.（概位）

略記　Occ. R. ev. 5 sec. 14m. 11½ M.（U）

細目　燈質　明暗紅光、毎5秒に1光（明3秒、暗2秒●）燈高　平均水面上14.0 m●光達　11.5M●構造　白塗三角やぐら形鉄造、礎上高11.6 m●その他従前通り

注意　書誌411号.165番の記事欄中「3燈一線276°17′」を「3燈一線275°」に改記する。

海図　94―1051―70

誌類　†誌101.106ページ―†誌411.164番、（注意）165番

出所　燈台部

●27年35項

内海　備讃瀬戸――高松港北北東方　燈浮標週期等変更

記事　高松中航路第1号燈浮標は昭和26年12月11日週期を毎3秒に、光達等を下記の通り変更した。

位置　長崎鼻の西北西方約1M
34°23.1′N.，134°04.5′E.（概位）

略記　Fl. ev. 3 sec. 7 M.

細目　燈質　閃白光、毎3秒に1閃●光達　7M●燭光数　100●その他従前通り

海図　137A

誌類　†誌411.503番

出所　燈台部

●27年36項*

内海　高松港北西方——カマ瀬　燈浮標撤去

記事　「カマ瀬」燈浮標は撤去してある。

位置　女木島南端の西方約0.9 M 34° 22.6′ N., 134° 01.3′ E.（概位）

略記　Fl. R. ev. 3 sec. 6 M.

注意　(1)海図上、上記燈浮標の略記に「(撤去)(昭和26年)」を附記する。
(2)(昭和26年9月刊行)書誌103号. 127ページ22行に「(撤去、昭和26年)」を追記する。
(3)書誌411号. 504番の記事欄に「撤去中(昭和26年)」を記載する。

海図　137A—153—100A

誌類　(注意2)(昭和26年9月刊行)誌103. 127ページ—(注意3)誌411. 504番—25年145項(削除)

出所　燈台部

●27年37項

内海　備後灘北側——福山港　仮設燈浮標設置

記事　福山港の下記位置に昭和26年12月12日「福山港仮設第1号燈浮標」を設置した。

位置　箕島△(129)から20⅗° 3,400 m 34° 28.1′ N., 133° 25.7′ E.（概位）

略記　Fl. ev. 2 sec. 5½M. (Temp.)

細目　燈質　閃白光、毎2秒に1閃●燈高　水面上3.1m●光達　5.5 M●燭光数　60●構造　黒塗円筒形上部やぐら形鉄造

海図　153

誌類　†(昭和26年9月刊行)誌103. 175ページ—†誌411. 548.6番(挿入)

出所　燈台部

●27年38項

内海　尾道糸崎港——糸崎区　仮設燈浮標設置

記事　三原掘下げ水路の南側に昭和26年11月30日「三原港内港仮設第5号燈浮標」を設置した。

位置　犬吠山(筆影山)・(313)から31° 2,010 m 34° 23.3′ N., 133° 05.7′ E.（概位）

略記　Fl. G. ev. 5 sec. 3½M. (Temp.)

細目　燈質　閃緑光、毎5秒に1閃●燈高　水面上3.1 m●光達　3.5 M●燭光数　15●構造　黒塗円筒形上部やぐら形鉄造

海図　114—103—153

誌類　†(昭和26年9月刊行)誌103. 187ページ—†誌411. 572.8番(挿入)

出所　燈台部

●27年39項

内海　周防灘西浜——苅田港　燈柱設置

記事　港内東側の防波堤(一部工事中)外端に昭和26年12月11日「苅田港東燈柱」を設置した。

位置　松山△(128)から142¾° 1,400m 33° 47.6′ N., 130° 59.8′ E.（概位）

略記　F. 8_9 m. 8 M. (U)

細目　燈質　不動白光●燈高　平均水面上8.9 m●光達　8 M●燭光数　180●明弧　全度●構造　白塗四角やぐら形鉄造、礎上高6.5 m●無看守●福岡県苅田町立

海図　129(苅田港)—127—1101—100B

誌類　†(昭和26年9月刊行)誌103. 309ページ—†誌411. 626.10番(挿入)

出所　燈台部

○27年40項(一時関係)*

関門港——西山区　沈船燈浮標廃止

記事　「相模川丸仮設沈船燈浮標」は昭和26年11月26日廃止した。

位置　兜山岬の北北西方約0.7 M 33° 55.7′ N., 130° 53.5′ E.（概位）

略記　Fl. G. ev. 6 sec. 4½M. (Temp.)

海図　1226—135—201

前告示　(昭和26年9月刊行)誌103. 323ページおよび誌411. 120ページ関係の26年570項(削除)

出所　燈台部

●27年41項

九州北岸——唐津港　燈台設置

記事　大島北部の下記位置に昭和26年12月11日「唐津大島燈台」を設置した。

位置　大島△(165)から　349°　600 m 33° 28.8′ N., 129° 57.9′ E.（概位）

略記　Occ. ev. 5 sec. 54 m. 15½ M. (U)

細目　燈質　明暗白光、毎5秒に1光(明3秒、暗2秒)●燈高　平均水面上53.7 m●光達　15.5 M●燭光数　2,000●明弧　全度●構造　白塗円形コンクリート造、礎上高7.0 m●無看守

海図　188—1228—179—187—180—1200—1002—1003—301—1072—1004

誌類　†誌105. 35ページ—†誌411. 1054.5番(挿入)

出所　燈台部

●27年42項

九州北岸　対馬南部——豆酸埼南南西方　立標不存在

記事　豆酸埼の南南西方約800 mの立標は存在しない。

位置　豆酸埼燈台から　9°　160 m 34° 05.5′ N., 129° 09.9′ E.（概位）

注意　海図上、上記位置に図載の○符を附記の"B. W. V. S. Bn."と共に削除する。

海図　1213

出所　厳原海上保安部

●27年43項

Burma Sea Rangoon River 河口——Elephant Pt. 東方　験潮標移設

記事　Elephant Pt. 附近の験潮標は図載位置の南東方約0.4 Mに移設された。

位置　Elephant Pt. 燈柱から　128° 800 m 16° 27.9′ N., 96° 19.9′ E.（概位）

注意　海図上、Elephant Pt. 燈柱の東方至近に図載の○符を附記の"Tide gauge"と共に上記位置に移記する。

海図　763

誌類　誌18. 144ページ

出所　米告示1951年5800項

●27年44項

Burma Sea Rangoon River——Da Silva Shoal　燈浮標廃止

記事　Da Silva Shoal 南側附近の燈浮標は廃止された。

位置　Survey Bn. No. 9 ○の南東方約0.8 M 16° 37.5′ N., 96° 15.6′ E.（概位）

略記　Fl. ev. sec.

海図　763

誌類　誌18. 147ページ関係の25年18項(削除)

出所　米告示1951年5800項

●27年45項

Burma Sea Rangoon Harbour——Middle Pt. 西側　沈船存在

記事　Liffey Sands 南東側に水深1.5 Fm. (2.7 m)の沈船が存在する。

位置　Chokey Pt. 導燈(高燈)から 330⅔° 3,425 m 16° 42.5′ N., 96° 13.3′ E.（概位）

沈船上水深　1.5 Fm. (2.7 m)

注意　海図上、上記位置に危険界線をめぐらした水深"1_5"を記載、「Wrk. (1951年)」を附記し、同位置東側至近に図載の水深"4_3"を削除する。

海図　763

誌類　誌18. 148ページ

出所　米告示1951年5800項

●27年46項

図誌訂正

(1)海図143号
青森港北防波堤燈台(明暗緑光)から15½° 4,350 m (40° 52.0′ N., 140 45.5′ E. 概位)に危険界線をめぐらした水深不明の沈船記号を図載してあるものは附記の「(昭和20年)(P.° A.)」または同沈船至近に図載の燈浮標を附記の略記"Fl. G. (Temp.)"および塗色"G."と共に上記燈台から15½° 3,350 mに移記する。(26年636項参照)(水路部)

(2)書誌103号
訂正紙3ページ15行中「112ページ10—12行」を「112ページ9—11行」に改記する。(水路部)

(3)書誌411号
1082.7番(「タカゼ」燈浮標)(24年305項別紙)の構造及び高さ欄に"4.1"を追記する。(燈台部)

●項　外

(13)本州東岸　塩釜港——第2区　さん橋築造工事施行
西ふとう西端(38° 19.0′ N., 141° 00.9′ E. 概位)から東方約100 m間の魚市場前面幅20 mの海面においてさん橋築造工事を施行している、附近航泊の船舶は作業を妨害しないよう注意を要する。
標識　作業区域標示のため各外端に晝間は紅旗を掲揚し、夜間は紅燈を点ずる。
期間　昭和26年12月20日—同27年3月31日
(海図64号参照)(第2管区海上保安本部)

(14)本州南岸——剣埼　燈台復旧、仮燈撤去
剣埼燈台(35° 08.3′ N., 139° 40.8′ E. 概位)は仮燈点燈中のところ昭和26年12月21日本燈に復旧し、仮燈は撤去した。(海図1062号、書誌411号56番および26年49号項外(421)各参照)(燈台部)

(15)大阪港——第2区　航泊禁止区域設定
梅町ドック東側の下記区域内は掘下げ作業を施行中のため一般船舶の航泊を禁止する。
区域　下記6地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
(イ) 梅町さん橋西方の△から 253½° 145 m 34° 39.0′ N., 135° 25.3′ E.（概位）
(ロ) (イ)から 280½° 100 m
(ハ) (ロ)から 10° 60 m
(ニ) (ハ)から 280½° 25 m
(ホ) (ニ)から 10° 300 m
(ヘ) (ホ)から 100½° 125 m
期間　昭和27年1月1日—同年1月31日
標識　作業船は作業中紅旗を掲揚する。
(海図123号参照)(大阪港長)

(16)内海　安芸灘——野忽那島　燈台光達一時変更
野忽那島燈台(33° 57.8′ N., 132° 42.0′ E. 概位)は昭和26年12月19日光達を5.5 Mに一時変更した。(海図1131号および書誌411号. 604番各参照)(燈台部)

(17)内海　広島湾——岩国港南方　掃海実施
岩国港南方の下記区域内において掃海を実施している、附近航行の船舶は作業船の周囲500m以内に立入らないよう注意を要する。
区域　下記3地点を結んだ線の左右各250mの区域内海面
(イ)34° 04′ 30″ N., 132° 14′ 52″ E.
(ロ)34° 08′ 07″ N., 132° 17′ 56″ E.
(ハ)34° 09′ 50″ N., 132° 16′ 31″ E.
期間　昭和26年12月19日—同27年2月18日
標識　作業船(5隻)は船体ねずみ色、甲板線上白塗で作業中はマストに紅白紅の吹流しおよび国際信号旗"HF"を各掲揚する。
(海図142号参照)(航路啓開本部)

(18)下関海峡東口　船舶通航信号所業務復旧
「火ノ山下」船舶通航信号所(33° 57.9′ N., 130° 57.8′ E. 概位)は業務休止中のところ昭和26年12月28日復旧した。(海図1226号、書誌411号. 3004番および26年51号項外(444)各参照)(燈台部)

(19)九州西岸　天草下島——富岡港附近燈台燈質一時変更
富岡燈台(32° 31.6′ N., 130° 00.9′ E. 概位)は昭和26年12月16日燈質を不動白光に一時変更した。(海図192号(富岡湾)および書誌411号. 1110.5番各参照)(燈台部)

(20)航行上注意を要する浮流物

発見月日時刻	発見地点	参照海図	出所
(イ)漂流物			
12月22日1740 タンク	本州北西岸祿剛埼燈台の北北西方約3.8 M 37° 35′ N., 137° 18′ E.	120	ちよた丸報
12月27日 はしけ	南西諸島屋久島御崎燈台の南南西方約10 M 30° 13′ N., 130° 20′ E.	1222	鹿児島海上保安部
(ロ)機雷らしいもの			
12月24日1330	本州北西岸越前岬燈台の西南西方約16.2 M 35° 50′ N., 135° 41′ E.	1164	敦賀警備救難署
12月25日1100	本州北西岸佐渡島彈埼燈台の北北西方約0.8 M 38° 20.3′ N., 138° 30.5′ E.	122	第9管区海上保安本部
12月25日1715	本州北西岸新潟港の南西方約19M 37° 45′ N., 138° 45′ E.	146	第9管区海上保安本部
12月30日1700	本州北西岸越前岬燈台の北北西方約14 M 36° 11′ N., 135° 50′ E.	139	第8管区海上保安本部
1月1日1520	本州北西岸地蔵埼燈台の北方約7.2 M 35° 41′ N., 133° 19.5′ E.	133	東邦丸報
(ハ)漂着機雷			
12月25日1100 (係留中)	本州北西岸猿山岬燈台の南南西方約10 Mの赤崎海岸 37° 09.8′ N., 136° 40.6′ E.	120	航路啓開本部
(ニ)処分機雷			
12月22日1520	本州北西岸猿山岬燈台の南南西方約11.4 Mの千浦海岸 37° 08.2′ N., 137° 40.6′ E.	120	航路啓開本部
12月30日	本州北西岸「鼠ヶ関」港の南南西方約9 Mの今川海岸 38° 24.5′ N., 139° 28.5′ E.	145	第9管区海上保安本部

●近刊予告

(1)海図新刊
63号　小名浜港　1万2千分の1
1163号　輪島港至富山湾　12万5千分の1
1168号　二見港　1万分の1

(2)特殊図新刊
6060号　富山湾水深図　5万分の1
6072号　佐渡海峡及附近　20万分の1　参考図
6731号　男鹿半島　10万分の1　参考図

(3)海図改版
173号　対馬全島　10万分の1

◉郵政省告示第五号

郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第三十三條の規定に基き、昭和二十七年一月十六日から現に発行する模式の五円郵便切手の外に次の模式の五円郵便切手を発行する。

昭和二十七年一月十二日

郵政大臣　佐藤　栄作

模式

意匠　おきなの面
印刷色　鶯紅色
寸法　横二二・七ミリ　縦二二・五ミリ

◉郵政省告示第六号

郵便規則(昭和二十二年郵政省令第三十四号)第三條及び外国郵便規則(昭和二十七年郵政省令第十二号)第五條の規定に基き、郵政省令第十一号による小型記念印附第百六十九号に次のように使用する。

昭和二十七年一月十二日

郵政大臣　佐藤　栄作

使用局
奈良県
原郵便局

形式

使用期間
昭和二十七年一月十一日から
同　一月十五日まで

三重県
一身田郵便局

同　昭和二十七年一月十一日から
一月十五日まで

富山県
小林郵便局

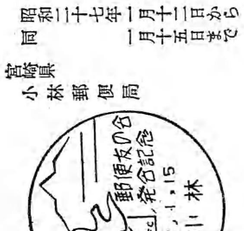

同　昭和二十七年一月十五日から
一月二十日まで

埼玉県
相馬中村郵便局

同　昭和二十七年一月十五日から
一月十七日まで

第7502号

昭27.1.12.

◉電気通信省告示第十一号

次の無線電報取扱所を下記の日から設置した。

昭和二十七年一月十二日

電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置	呼出符号	伝送上の名称	停泊港	設置年月日
夕張丸無線電報取扱所	三井船舶株式会社所属汽船夕張丸	JPHM	(和文)イウバリマル (欧文)YUBARIMARU	東京	昭和二六、一一、三五
五十鈴丸無線電報取扱所	日之出汽船株式会社所属汽船五十鈴丸	JGDJ	(和文)イスズマル (欧文)ISUZUMARU	同	同 二六、一〇、九
八洲丸無線電報取扱所	日本塩回送株式会社所属汽船八洲丸	JJHW	(和文)ハチレイマル (欧文)HACHIREIMARU	同	同 二六、一〇、一
日新丸無線電報取扱所	太洋漁業株式会社所属汽船日新丸	JCMC	(和文)タイヨウギョゲウ ニッシンマル (欧文)NISSHINMARU/JCMC	同	同 二六、九、三〇
日章丸無線電報取扱所	出光興産株式会社所属汽船日章丸	JQQV	(和文)イデミツ コウサンマル (欧文)NISSHOMARU/JQQV	相生	同 二六、一二、一〇
図南丸無線電報取扱所	日本水産株式会社所属汽船図南丸	JBXR	(和文)トナンマル (欧文)TONANMARU	東京	同 二六、一〇、七
東山丸無線電報取扱所	東邦海運株式会社所属汽船東山丸	JINV	(和文)トウザンマル (欧文)TOZANMARU	同	同 二六、一一、一
大元丸無線電報取扱所	太洋海運株式会社所属汽船大元丸	JIKA	(和文)タイヨウ タイゲンマル (欧文)TAIGENMARU/JIKA	神戸	同 二六、一一、二五
宇佐丸無線電報取扱所	日鉄汽船株式会社所属汽船宇佐丸	JNLC	(和文)ウサマル (欧文)USAMARU	同	同 二六、一二、二五
国島丸無線電報取扱所	飯野海運株式会社所属汽船国島丸	JAGG	(和文)クニシママル (欧文)KUNISHIMAMARU	同	同 二六、一一、六
万田山丸無線電報取扱所	三井船舶株式会社所属汽船万田山丸	JHBM	(和文)マンダサンマル (欧文)MANDASANMARU	同	同 二六、一一、二三
協栄丸無線電報取扱所	協立汽船株式会社所属汽船協栄丸	JDHF	(和文)ケウリツ ケウエイマル (欧文)KYOEIMARU/JDHF	同	同 二六、一一、三
COLUM-BIAMARU無線電報取扱所	三菱海運株式会社所属汽船COLUM-BIAMARU	JHVJ	(和文)コロンビアマル (欧文)COLUMBIAMARU	同	同 二六、一二、一
興名丸無線電報取扱所	日本商船株式会社所属汽船興名丸	JHCK	(和文)ニホンセウセンコウメイマル (欧文)KOMEIMARU/JHCK	同	同 二六、一二、二五
永仁丸無線電報取扱所	林兼海運株式会社所属汽船永仁丸	JCHO	(和文)エイニンマル (欧文)EININMARU	同	同 二六、一二、一五
栄光丸無線電報取扱所	東邦海運株式会社所属汽船栄光丸	JNQM	(和文)トウホウカイウンエイコウマル (欧文)EIKOMARU/JNQM	同	同 二六、一一、一
赤城丸無線電報取扱所	日本郵船株式会社所属汽船赤城丸	JCJC	(和文)イウセン アカギマル (欧文)AKAGIMARU/JCJC	同	同 二六、一〇、一〇
赤城丸無線電報取扱所	日本冷蔵株式会社所属汽船赤城丸	JRJE	(和文)ニチレイ アカギマル (欧文)AKAGIMARU/JRJE	同	同 二六、九、三〇
赤城山丸無線電報取扱所	三井船舶株式会社所属汽船赤城山丸	JRYF	(和文)アカギサンマル (欧文)AKAGISANMARU	同	同
明石山丸無線電報取扱所	三井船舶株式会社所属汽船明石山丸	JFFQ	(和文)アカシサンマル (欧文)AKASHISANMARU	同	同 二六、一一、二六
阿蘇丸無線電報取扱所	日本郵船株式会社所属汽船阿蘇丸	JQVV	(和文)イウセン アソマル (欧文)ASOMARU/JQVV	同	同 二六、一一、一〇
あんで丸無線電報取扱所	大阪商船株式会社所属汽船あんです丸	JDSC	(和文)アンデスマル (欧文)ANDESUMARU	大阪	二六、一一、二七
宮光丸無線電報取扱所	神戸近海汽船株式会社所属汽船宮光丸	JPOO	(和文)キウコウマル (欧文)KYUKOMARU	神戸	二六、一二、三
金海丸無線電報取扱所	中野汽船株式会社所属汽船金海丸	JFOT	(和文)キンカイマル (欧文)KINKAIMARU	大阪	二六、一二、一
錦江丸無線電報取扱所	大光商船株式会社所属汽船錦江丸	JRTH	(和文)タイコウ キンコウマル (欧文)KINKOMARU/JRTH	同	二六、一二、五
明和丸無線電報取扱所	日東商船株式会社所属汽船明和丸	JNSO	(和文)メイワマル (欧文)MEIWAMARU	東京	同
白根山丸無線電報取扱所	三井船舶株式会社所属汽船白根山丸	JGPR	(和文)シラネサンマル (欧文)SHIRANESANMARU	同	二六、一〇、一三
彦山丸無線電報取扱所	中野汽船株式会社所属汽船彦山丸	JIXE	(和文)ヒコサンマル (欧文)HIKOSANMARU	同	二六、一一、二六
博山丸無線電報取扱所	宮地汽船株式会社所属汽船博山丸	JIOP	(和文)ミヤチ ハクザンマル (欧文)HAKUZANMARU/JIOP	神戸	二六、一二、八

正誤

昭和二十六年十一月二十四日総理府告示第三百八十二号連合国財産の譲渡又は引渡し命令中

頁	段	行	誤	正
四三七	一	一四	吉田末吉	古里鹿一
四三九	三	一五〜一六	吉田末吉(長崎市東山手町十五番地)	古里鹿一(長崎市中新町二番地)

昭和二十六年十二月二十一日電波監理委員会告示第二千四百二号終りから五行「一部補」は「生月」の誤り。

電波監理委員会官報報告主任

昭和二十六年十月三十日公布外務省令第十八号出入国管理令施行規則中次の通りいずれも誤り。

外務省官報報告主任

六一四頁二段一〇行「保証金領収書」は「保管金受領証書」の、六一六頁三段終りから四五行「保証金領収書」は「保管金受領証書」の、六二一頁下段別記第十二号様式は次の通りなるはずのいずれも誤り。

別記第四十八号様式

番号
年月日

保管金受領証書

金

保管の事由　仮放免保証金

上記金額領収候也

入国管理庁　出張所　歳入歳出外現金出納官吏

主任審査官　印

殿

金

上記金額領収候也

昭和　年　月　日

(住所)

(氏名)

入国管理庁　出張所　歳入歳出外現金出納官吏　殿

六三八頁上段別記第四十八号様式は次の通りなるはずの誤り。

別記第十二号様式

日本国政府入国管理庁
Immigration Agency, Japanese Government

番号
No.
年月日
Date

保管金受領証書
RECEIPT OF MONEY FOR CUSTODY

殿
To: Mr.

金
Sum of

保管の事由　仮上陸許可保証金
Reason of custody　Bond for permission for provisional landing

上記金額を領収した。
Received of the above person the above-mentioned sum.

入国管理庁　出張所　歳入歳出外現金出納官吏
Accounting official in charge of cash not belonging to annual revenues or expenditures

主任審査官
Supervising Immigration Inspector

(署名押印)
Signature and seal

金
Sum of

上記金額を領収した。
Received of the above person the above-mentioned sum.

昭和　年　月　日
Date

(住所)
Address

(氏名)
Name in full

入国管理庁　出張所　歳入歳出外現金出納官吏　殿
To: Accounting official in charge of cash not belonging to annual revenues or expenditures

六一六頁四段附則第二項の次に、次の一項を加える。

3　出国の許可申請に関する省令(昭和二十五年外務省令第三号)は、廃止する。

叙任及び辞令

○法務府

法務府事務官　佐藤　八朗
願に依り本官を免ずる
同　高島金四郎
東京法務局麴町出張所長を命ずる(以上二十六年十二月十七日)
同　高島金四郎
願に依り本官を免ずる(二十六年十二月十八日)
浦和地方法務局登記課長法務府事務官　松村　隆統
浦和地方法務局供託課長を命ずる(二十六年十二月二十五日)
東京法務局民事行政部供託課長法務府事務官　和田　武彦
東京法務局民事行政部供託課長を免ずる
東京法務局民事行政部供託課長事務官　宮野　七良
東京法務局民事行政部供託課長事務代理法務府事務官　菊池健一郎
東京法務局民事行政部供託課長事務代理を免ずる
東京法務局会計課長法務府事務官　松本　成一
東京法務局民事行政部供託課長を命ずる
東京法務局民事行政部総務課長法務府事務官　柳井磯一郎
東京法務局会計課長を命ずる(以上二十六年十二月二十八日)
東京地方検察庁検事　醍醐　政
兼ねて東京区検察庁上席検察官に補する
同　菊池健一郎
東京区検察庁上席検察官の兼補を免ずる(以上一月一日)
神戸地方検察庁検事検事　志賀　親雄
大津地方検察庁検事に補する
鳥取地方検察庁検事検事　森井　英治
神戸地方検察庁検事に補する
松山地方検察庁検事　豊永　泉
松山地方検察庁八幡浜支部勤務を免ずる(以上一月八日)

○大蔵省

◉昭和二十七年一月一日
通商産業事務官　羽柴　忠雄
大蔵事務官に任命する
大蔵事務官　羽柴　忠雄
管財局公団清算室次長を命ずる
同　安田　宗次
関東財務局総務部勤務を命ずる
同　加納　菊男
兼ねて関東財務局理財部長を命ずる
同　近藤　真一
願に依り本官を免ずる(以上一月一日)
同　池田　正春
願に依り本官を免ずる(一月四日)
大蔵技官　野田　為範
主税局税関部調査統計課長藤田茂タイ国へ出張不在中同課長事務代理を命ずる(一月五日)

○大蔵省 通商産業省

井上　逸郎
復興金融金庫監事を命ずる(二十六年十二月二十八日)

○文部省

◉昭和二十六年十一月一日
文部事務官　島崎　郁
文部教官に任命する
◉昭和二十六年十一月十六日
関野　雄
(各通)
文部教官に任命する
木森　重樹
◉昭和二十六年十二月一日
山崎韭三郎
(各通)
福島　文人
文部教官に任命する
◉昭和二十六年十二月三日
太田　栄吉
(各通)
須田　善二
文部教官に任命する

昭27.1.12.　第7502号

秋田大学鉱山学部附属地下資源開発研究所長に補する　文部教官　赤尾孝太郎
同　村上　元孝
東京大学附属医学専門部教授に補する　加茂　忠恒
京都学芸大学助教授に補する　村上　武一
願により本官を免ずる（以上二十六年十月一日）
同　巽山　義雄
願により本官を免ずる（二十六年十月十五日）
同　杉浦　南矣
同　西川　元造
同　斎藤　徳男
同　竹山　治
願により本官を免ずる（二十六年十月三十一日）
同　森　芳郎
東京大学教授に補する　神保　泰雄
東京大学助教授に補する
同　森永　卓一
兼ねて富山大学教授に補する
同　神藤　哲夫
兼ねて名古屋大学岡崎高等師範学校教授に補する
同　島崎　郁
大阪外国語大学講師に補する
同　中島　森雄
兼ねて岡山大学講師に補する（以上二十六年十一月一日）
同　秋谷　七郎
兼ねて富山大学教授に補する（二十六年十一月十五日）
同　関野　雄
東京大学助教授に補する
同　木森　重樹
大阪学芸大学講師に補する
同　片山　太郎
岡山大学講師に補する（以上三十六年十一月十六日）

（各通）
同　堤　廸夫
同　石田　俊雄
同　吉村　貫一
願により本官を免ずる（二十六年十一月三十日）
同　横谷　英次
北海道学芸大学助教授に補する
同　野村祐次郎
東京大学助教授に補する　添野　精一
東京大学講師に補する
同　大地　登
岐阜大学助教授に補する
同　山田　常雄
名古屋大学教授に補する
同　松田　進
名古屋大学講師に補する
同　七川　観次
（各通）
同　水野　政夫
大阪大学助教授に補する
同　山崎荘三郎
大阪学芸大学助教授に補する
同　村尾　沢夫
鳥取大学助教授に補する
同　後藤　甫
鳥取大学米子医科大学助教授に補する
同　中曾　栄吾
鳥取大学米子医科大学講師に補する
同　碾島　文人
山口大学教授に補する（以上二十六年十二月一日）
同　太田　栄吉
東京芸術大学助教授に補する
同　須田　善二
東京芸術大学講師に補する（以上二十六年十二月三日）

○経済安定本部

経済安定事務官　菊原　政次
（各通）　同　村田　博
経済安定技官　村田　浩
国家公務員法第七十九條第一号により休職を命ずる
経済調査官　水上　定夫
山口地方経済調査局第一部長を命ずる
同　池田　広男
山口地方経済調査局第一部長事務取扱を免ずる（以上二十六年十二月十六日）
同　藤川　幸
三重地方経済調査局第二部長を命ずる
同　吉瀬　義信
三重地方経済調査局第二部長事務取扱を免ずる（以上二十六年十二月二十五日）
同　斎藤　金彌
名古屋管区経済調査局監査部監査第一課長事務取扱を命ずる
同　五十川捨造
名古屋管区経済調査局査察部査察第三課長事務取扱を命ずる
同　相田　兵市
（各通）　同　香川　恒雄
同　土屋　長吉
願に依り本官を免ずる（以上二十六年十二月三十一日）
経済安定事務官　今泉　兼寛
建設交通局計画課長事務取扱を命ず
文部教官兼経済安定技官　矢野　勝正
兼官を免ずる
経済安定技官　奥村　和夫
兼建設技官
建設省へ出向を命ずる
経済調査官　青木　浅一
富山地方経済調査局第二部長を命ずる
同　岡野定乙吉
富山地方経済調査局第二部長事務取扱を免ずる（以上一月一日）
同　岡野定乙吉
富山地方経済調査局第二部長事務取扱を命ずる
同　青木　浅一
願に依り本官を免ずる（以上一月四日）
同　依田　肇
願に依り本官を免ずる（一月五日）
同　吉瀬　義信
三重地方経済調査局第二部長事務取扱を命ずる
同　藤川　幸
願に依り本官を免ずる（以上一月八日）

○最高裁判所

東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事　矢崎　憲正
最高裁判所事務総局刑事局第一課長兼同情報課付を命ずる
簡易裁判所判事　江口　種夫
島原簡易裁判所判事に補する
二号報酬を給する（以上二十六年十二月二十二日）
仙台高等裁判所判事　中兼　謙吉
仙台地方裁判所判事に補する
札幌高等裁判所判事　西田賢次郎
仙台高等裁判所秋田支部勤務を命ずる
仙台高等裁判所判事に補する
高松地方裁判所判事兼高松家庭裁判所判事　野田侃四郎
（各通）　同　合田　繁雄
高松家庭裁判所判事兼補を免ずる
静岡簡易裁判所判事　岡田　辰雄
静岡簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者の指名を解く
同　片岡　録朗
静岡簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
熱海簡易裁判所判事　古川鈞一郎
熱海簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上二十六年十二月二十四日）
判事　大西　和夫
大阪高等裁判所判事に補する
二号報酬を給する
広島高等裁判所判事　横山　正忠
山口地方裁判所判事に補する
山口地方裁判所下関支部勤務を命ずる
兼ねて山口家庭裁判所判事に補する
山口家庭裁判所下関支部勤務を命ずる
山口地方裁判所判事　横山　正忠
山口地方裁判所下関支部長を命ずる
同　藤崎　睦
山口地方裁判所岩国支部長を命ずる
広島高等裁判所判事　藤井　寛
山口地方裁判所判事に補する
山口地方裁判所判事兼山口家庭裁判所判事　岡田　建治
広島高等裁判所判事に補する
広島高等裁判所判事　柴原　八一
広島高等裁判所岡山支部勤務を免ずる
広島地方裁判所判事　幸田　類治
広島高等裁判所判事に補する
広島高等裁判所岡山支部勤務を命ずる
山口地方裁判所判事　竹島　義郎
広島地方裁判所判事に補する
岡山地方裁判所判事　宮本誉志男
広島高等裁判所判事に補する
広島高等裁判所判事　永見　真人
岡山地方裁判所判事に補する（以上二十六年十二月二十五日）
福島地方裁判所判事補兼福島家庭裁判所判事補　西村　康長
福島家庭裁判所判事補に補する
二号報酬を給する
兼ねて福島地方裁判所判事補に補する
福島簡易裁判所判事　西村　康長
福島簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者の指名を解く
簡易裁判所判事　渡辺　桂二
千葉簡易裁判所判事に補する
八号報酬を給する
千葉簡易裁判所判事　渡辺　桂二
千葉簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京地方裁判所判事　古関　敏正
最高裁判所事務総局民事局第二課長を免ずる

東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事　市川　四郎
最高裁判所事務総局家庭局第一課長を免ずる
最高裁判所事務総局家庭局第二課長を免ずる
最高裁判所事務総局情報課付を免ずる
東京地方裁判所判事補　小西　高秀
最高裁判所事務総局行政局付を免ずる
東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事　市川　四郎
東京家庭裁判所判事に補する
兼ねて東京地方裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局民事局第二課長判事　服部　高顯
兼ねて最高裁判所事務総局民事局第二課長を命ずる
最高裁判所事務総局家庭局長判事　宇田川潤四郎
最高裁判所事務総局家庭局第一課長兼同第二課長事務取扱を命ずる（以上二十六年十二月二十六日）
東京高等裁判所判事　中西　要一
千葉地方裁判所判事に補する
兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する
千葉地方裁判所判事　中西　要一
千葉地方裁判所長を命ずる
千葉家庭裁判所判事　中西　要一
千葉家庭裁判所長を命ずる
東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事　仁井田秀穂
東京高等裁判所判事に補する
大分地方裁判所判事兼大分家庭裁判所判事　川添　利起
東京地方裁判所判事に補する（以上二十六年十二月二十八日）

法務府公告

○司法試験公告

昭和二十四年度司法試験第二次試験合格者中小林庸夫の氏名を左のとおり訂正する。
昭和二十七年一月十二日
司法試験管理委員会委員長　柳川　真文
小林　庸男

○工場財団

愛知県宝飯郡杉原町大字形原字東中田二十四番地東三製綱株式会社より愛知県宝飯郡形原町大字形原字東中田二十四番の一に属する建物、機械器具等に対して工場財団組成の為その財団に付き所有権保存登記の申請があつたから右財団に属する動産について権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。
但し、右財団に属するものの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供する。
昭和二十七年一月十二日
名古屋法務局蒲郡出張所

大阪市東区淡路町二丁目十九番地中国線條株式会社から、岡山県都窪郡早島町大字前潟百八番地、百九番地の一地所在、中国線條株式会社岡山工場に属する機械器具に対し新に工場財団に属せしめたものがあるため、変更登記の申請があつたから、右財団に属する動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。
昭和二十七年一月十二日
岡山地方法務局吉備出張所

○漁業財団

石城郡小名浜町字古湊百九番地の一三代義勝より船籍港石城郡小名浜町帆船第七勝丸同第八勝丸同第十三大勝丸同第十五大勝丸に属する各船舶の属具附属設備漁具機械器具等に対し新に漁業財団に属すべきものとして追加変更登記申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。
但し、漁業財団に属すべきものの目録は当庁に備付てあるから関係者の閲覧に供する。
昭和二十七年一月十二日
福岡地方法務局小名浜出張所

○鉱業財団

福岡市下土居町三番地貝島炭礦株式会社より当庁所管既設鉱業財団に付新に土地建物工作物機械器具等を追加のため鉱業財団目録変更登記の申請があつたから右財団に属すべき動産に付権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその債権を当庁に申出でられたい。
但し、新に鉱業財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供する。
昭和二十七年一月十二日
福岡法務局若宮出張所

○有権者申出

亡当庁所属公証人村岡吾一の身元保証金還附請求権が発生したので右保証金の上に権利を有する者は昭和二十七年七月三十一日迄に当庁へ申出られたい。
昭和二十七年一月十二日
山口地方法務局

文部省公告

文部省著作教科用図書の○出版権設定のために行う入札公告

一、書名及び発行部数
中学校・高等学校学習指導要領
理科編　三五、〇〇〇部
二、契約條項を示す場所
文部省調査普及局刊行課
三、製造原価の算出の基礎
文部省著作教科書製造原価計算規則（昭和二十四年文部省令第二十六号）による。
四、競争執行の日時及び場所
昭和二十七年一月二十一日午前十時より文部省調査普及局刊行課に於て行う。
五、入札の保証金額に関する事項
入札者は現金又は国債をもつてその見積つた予定製造原価に発行部数を乗じて得た額の百分の一以上の保証金を昭和二十七年一月十九日までに文部省大臣官房会計課に納付しなければならない。
六、出版資格審査申請書受付期限
昭和二十七年一月十六日までとする。

裁判所公告（●印は新料金）

●昭和二十六年(家)第三八二七号相続財産管理人選任

最後の住所　静岡県清水市清水六百十六番地
出生の年月日　明治二十九年十一月十日
出生の場所　静岡県清水市清水六百十六番地
死亡の年月日　昭和二十年十月五日
死亡の場所　静岡県清水市清水六百十六番地
職業　無職
被相続人　三山源太郎
当裁判所は利害関係人静岡県清水市清水六百十六番地保坂秀一の申立により、昭和二十六年十二月二十一日静岡市本通四丁目一番地の六水崎徳次郎を前記被相続人三山源太郎の相続財産管理人に選任する。
昭和二十六年十二月二十六日
静岡家庭裁判所

○公示催告

広島県広島市二葉の里、陸運局官舎内　申立人　大西千薔香
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月六日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）
目録
鐘淵紡績株式会社株式二千一百株
但し
株券額面　一株に付金五十円也
拂込金額　金額拂込
株券記番号　卯自九七〇九八号至九七一〇二号、卯自八三三〇号至八三三五号、卯自二〇八二三号至二〇八二五号、卯一〇五〇五〇号、卯一〇五〇五一号、卯一二〇五〇六号、卯一二六五〇七号、卯二〇二四七号、卯一八六四七四号、卯一六五五三六号
発行者　鐘淵紡績株式会社
最終株主、最終所持人　大西千薔香

●昭和二十六年(〇)第八一一号

申立人　別紙当事者目録記載の通り
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十一月三十日
東京簡易裁判所　裁判官　菅野保之
（別紙）
当事者目録
住所東京都世田谷区世田谷二丁目一四三〇　申立人　西田真一郎
住所大阪市北区北同心町一の十　同　岡村　昇
住所東京都目黒区目黒三の一一六六久留方　同　志賀　総子
住所広島県呉市広町一万二千五番地　同　柴田　義人
住所福岡県糟屋郡宇美町大字井野南里　同　大字井野　昇
住所東京都品川区大井坂下町二七一七番地日立製作所株式課内　代理人　米谷　末生
（別紙）
目録
株式会社日立製作所発行株式一千百七十株、株券三十二枚
額面　一株につき五十円
記号番号　(イ)(ロ)自第二八五七号至第二八六一号(ニ)(ホ)五甲自第一二三二九九号至第一二三二七七号(ヘ)(ト)丙自第一七六一二七七号至第一七六一二八号(チ)三甲第四三四八号(リ)(ヌ)丙自第八五九九二号至第八五九九四二三号(ル)丁自第八〇五号(ヲ)乙第八〇三七六号、丁自第八〇三七〇号至第八〇三七六号、丁自第一三八二四七号二四五号至第一三八二四七号
最終株主　(イ)西田真一郎(ロ)岡村昇(ハ)志賀総子(ニ)柴田義人(ホ)南里昇

発行年月日(イ)昭和十二年七月六日(ロ)昭和二十四年十二月一日(ハ)昭和十九年五年十二月二十六日(ニ)昭和十五年十二月八月二十六日(ホ)昭和十五年十二月二十六日(ヘ)昭和十五年十二月二十六日

●昭和二十六年(ハ)第八一四号
神奈川県横浜市磯子区原町三番地
申立人　大坪　文次
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月六日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
国際不動産株式会社株式一百株券一枚
額面　金五千円也　(全額拂込済)
一株の金額　金五十円也
記番号　ほ第二一〇号
最終株式名義人　大坪文次
最終所持人　大坪文次

●昭和二十六年(ハ)第八一六号
東京都三鷹市上連雀八六五
申立人　水野　敏雄
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十一月三十日
東京簡易裁判所
裁判官　常野保之

(別紙)　目　録
日本ビストリング株式会社株券三百株但五十株券五枚、十株券五枚
記号番号　(イ)ろ乙三五七(ロ)ろ甲六一九(ハ)ろ甲六二〇(ニ)ろ甲二二〇一(ホ)ろ乙三六七(ヘ)ろ乙三六八(ト)は甲一四一四(チ)は甲三一八四(リ)ろ乙四一〇八(ヌ)ろ乙四一〇九
額面金額　(イ)(ホ)(ヘ)(リ)(ヌ)二千五百円(ロ)(ハ)(ニ)(ト)(チ)五百円
一株の金額　五十円(全額拂込済)

発行年月日　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)昭和十四年八月二十五日(ホ)(ヘ)(リ)(ヌ)昭和十六年四月二十日(ト)(チ)昭和十八年九月十日
発行者　日本ビストリング株式会社取締役社長鈴木左馬
最終株主名義人　水野敏雄
高野太喜一(リ)(ヌ)渓瀬武雄
最終所持人　水野敏雄

●昭和二十六年(ハ)第八一七号
東京都中野区鷺之宮一の一三七番地
申立人　福田　徳蔵
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十一月三十日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

(別紙)　目　録
日本化粧株式会社株券百株券一通
株券記号　と甲第一二五〇四号
一株の金額　金五十円也　(金額拂込済)
最終名義人　福田徳蔵
株券発行年月日　昭和二十四年五月一日

●昭和二十六年(ハ)第八一八号
岩国市錦見三五〇六
申立人　田中　若代
右代理人　桂　重臣
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月六日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
一種類　山陽バルブ株式会社株式
一枚の株券額面　金五千円
一株の拂込金額　金五十円
記号番号及び数量　(イ)は甲一一七一八、百株券一枚(ロ)に甲七五四二、一株券一枚
発行者　山陽バルブ株式会社取締役社長雛波経一

発行日　(イ)昭和二十四年六月一日(ロ)昭和二十五年十二月一日
最終株主　田中若代

●昭和二十六年(ハ)第八一九号
長野県北安曇郡松川村五三二三
申立人　高田　一郎
右代理人　秋山　正也
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十一月三十日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

(別紙)　目　録
神岡鉱業株式会社百株券六枚
記号番号　自い乙第一六六九三至い乙第一六九九八
株券額面　五千円
一株金額　五十円拂込済
株券発行者　神岡鉱業株式会社
最終名義人　高田一郎

●昭和二十六年(ハ)第一五号
東京都中央区日本橋兜町一丁目七番地丸宝証券株式会社内
申立人　稲本　綱
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十日
川崎簡易裁判所
裁判官　松沢国治

(別紙)　目　録
東京芝浦電気株式会社株式百株券十枚
額面　金五千円也
一株の拂込金額　金十円也
記号番号　(イ)D四〇一〇一号、四〇一〇二号(ロ)B四〇〇六一号、四〇一〇六二号(ハ)D四三三〇〇号、四〇一三三号、D自四三三三四号至四三三三七号
最終名義人　(イ)高島清(ロ)山崎証券株式会社(ハ)太陽証券株式会社
以上株券の最終所持人　稲本綱

●昭和二十六年(ハ)第三〇六号
高知県長岡郡後免町中町三六
亡父田村清枝家督相続人　田村　一雄
申立人
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから其の証券の所持人は昭和二十七年七月七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月六日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
旧株昭和十一年十一月四日第一新株昭和十二年九月三日
最終株主　中根喜治
国光製鎖鋼業株式会社旧株式十株券二十枚五十株券二枚
額面　十株券五百円、五十株券二千五百円
記号番号　十株券ろ甲自第二四三一号至第二四三五号、同自第〇一二七号至第〇一三一号、同自第〇三四七号至第〇三五一号、同自第二二四八号至第二二五二号、五十株券ろ乙第〇二六三号、第〇四三七号
発行者　国光製鎖鋼業株式会社
最終株主　中根喜治
東洋ベアリング製造株式会社五十株券四枚
額面　二千五百円
記号番号　新乙第三五五八号、自第六三九八号至第六四〇〇号
発行者　東洋ベアリング製造株式会社取締役社長丹羽昇
最終株主　中根喜治
(西山芳太郎分)
東洋ベアリング製造株式会社十株券五枚
額面　五百円
記号番号　丙第一四六四八号、第一四六四九号、第一一二六三号、第一一二六四号
発行者　東洋ベアリング製造株式会社取締役社長丹羽昇
最終株主名義人　西山芳太郎
(菱岡栄太郎分)
東洋ベアリング製造株式会社(イ)五十株券六枚(ロ)百株券二枚
額面　(イ)二千五百円(ロ)五千円
記号番号　(イ)ろ乙第五二六一号、第五二六二号(以上最終株主名義人大同生命保険株式会社)同第七七九〇号、第七七九一号、第九〇八七号(ロ)は甲第三六三号、第三六四七号(以上最終株主名義人中川貫一)
発行日　(イ)昭和二十年九月一日(ロ)昭和二十四年九月一日
発行者　(イ)東洋ベアリング製造株式会社取締役社長丹羽昇(ロ)同会社取締役社長小野重一
最終所持人　菱岡栄太郎

●昭和二十六年(ハ)第四四六号
神戸市生田区三宮町二丁目一一番地
申立人　甲南証券株式会社
右代表取締役　井上　芳雄
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから其の証券の所持人は昭和二十七年七月七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と届出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月六日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
株式会社大丸第二新株式一百株券一枚
株券額面　五千円也
一株の金額　五十円也(全額拂込済)
記号番号　一二新株式ろ号七六一五
発行者名　株式会社大丸
最終株主　野村明子
最終株券所持者　甲南証券株式会社

●昭和二十六年(ハ)第四四七号
大阪市城東区関目町三丁目九一一番地
申立人　本沢　新一
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから其の証券の所持人は昭和二十七年七月七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月六日
大阪簡易裁判所

(別紙)　物件目録
大阪木材市場土地株式会社株券
種類及び記号番号　十株券ゑ二九六、二九七、一株券ゑ四三七、四三八、四三九、四四〇
額面株式一株の金額　金五十円
焼失当時各一株に付拂込済株金額　金二十円
最終名義人及び所持人　本沢新一

●昭和二十六年(ハ)第四四八号
大阪市東淀川区下新庄町七八五番地
申立人　参天堂製薬株式会社
右代表取締役　三田　良蔵
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから其の証券の所持人は昭和二十七年七月七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月六日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
株式会社三和銀行株式一百株券一枚
額面　金五千円也
一株の金額　金五十円
記号番号　ろ甲六二〇(ニ)ろ甲二二〇一(ホ)ろ乙三六七(ヘ)ろ乙三六八(ト)は甲一四一四(チ)は甲三一八四(リ)ろ乙四一〇八(ヌ)ろ乙四一〇九
額面金額　(イ)(ホ)(ヘ)(リ)(ヌ)二千五百円(ロ)(ハ)(ニ)(ト)(チ)五百円
一株の金額　五十円(全額拂込済)

迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月六日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
一記号番号　第一四四号
約束手形金額　金五万円也
振出日　昭和二十六年八月二十九日
支拂期日　昭和二十六年十一月三十日
振出地　大阪市
支拂場所　大阪市
支拂場所　株式会社三和銀行中之島支店
振出人　家庭薬卸株式会社
受取人　参天堂製薬株式会社
右手形最終所持人　参天堂製薬株式会社取締役社長三田良蔵

●昭和二十六年(ハ)第四四九号
名古屋市中区裏門前町一丁目四三番地
申立人　中川　太郎
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから其の証券の所持人は昭和二十七年七月七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を届出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月六日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
近江絹糸紡績株式会社株券三枚
記号番号　あ号自第一五一七九号至第一五一八一号
株券額面　金五千円
拂込金額　金五千円
発行日　昭和二十六年三月一日
発行者　近江絹糸紡績株式会社
最終名義人　中川太郎

●昭和二十六年(ハ)第四五〇号
愛知県幡豆郡西尾町桜町
申立人　岸本　年弘
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから其の証券の所持人は昭和二十七年七月七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月六日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
旭化成工業株式会社株式一百株
株券額面　金五千円也
記号番号　ろ丁第八八八七三号
最終名義人　岸本昭
最終所持人　岸本年弘

●昭和二十六年(ハ)第五号
住所大阪府泉北郡高石町南千二百番地
申立人　高田　綾
別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月八日
大阪池田簡易裁判所
裁判官　藤田貞一郎

(別紙)　目　録
一種類　京阪神急行電鉄株式会社株式
一株券二十五号、五十株券九枚
記号番号　ろ丁第八八八七三号
最終名義人　岸本昭
最終所持人　岸本年弘

●昭和二十六年(ハ)第五号
住所大阪府泉北郡高石町南千二百番地
申立人　高田　綾
別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月八日
大阪池田簡易裁判所
裁判官　藤田貞一郎

(別紙)　目　録
京阪神急行電鉄株式会社株式
一種類　京阪神急行電鉄株式会社株式
一株券三十五枚、五株券四枚、十株券五十七枚、五十株券九枚
一株の株券額面　五十円
一株の拂込金額　五十円
記号番号　第五新丁七五〇、七五一、一八一、一八六、一八七、一八八、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一一、三一二、三一三、三一四、三一五、三一六、三一七、三一八、三一九、三二〇、三二一、三二二、三二三、三二四、三二五、三二六、三二七、三二八、三二九、三三〇、三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五一、三五二、三五三、三五四、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六〇、三六一、三六二、三六三、三六四、三六五、三六六、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七一、三七二、三七三、三七四、三七五、三七六、三七七、三七八、三七九、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四、三八五、三八六、三八七、三八八、三八九、三九〇、三九一、三九二、三九三、三九四、三九五、三九六、三九七、三九八、三九九、四〇〇、四〇一、四〇二、四〇三、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八、四〇九、四一〇、四一一、四一二、四一三、四一四、四一五、四一六、四一七、四一八、四一九、四二〇、四二一、四二二、四二三、四二四、四二五、四二六、四二七、四二八、四二九、四三〇、四三一、四三二、四三三、四三四、四三五、四三六、四三七、四三八、四三九、四四〇、四四一、四四二、四四三、四四四、四四五、四四六、四四七、四四八、四四九、四五〇、四五一、四五二、四五三、四五四、四五五、四五六、四五七、四五八、四五九、四六〇、四六一、四六二、四六三、四六四、四六五、四六六、四六七、四六八、四六九、四七〇、四七一、四七二、四七三、四七四、四七五、四七六、四七七、四七八、四七九、四八〇、四八一、四八二、四八三、四八四、四八五、四八六、四八七、四八八、四八九、四九〇、四九一、四九二、四九三、四九四、四九五、四九六、四九七、四九八、四九九、五〇〇、五〇一、五〇二、五〇三、五〇四、五〇五、五〇六、五〇七、五〇八、五〇九、五一〇、五一一、五一二、五一三、五一四、五一五、五一六、五一七、五一八、五一九、五二〇、五二一、五二二、五二三、五二四、五二五、五二六、五二七、五二八、五二九、五三〇、五三一、五三二、五三三、五三四、五三五、五三六、五三七、五三八、五三九、五四〇、五四一、五四二、五四三、五四四、五四五、五四六、五四七、五四八、五四九、五五〇、五五一、五五二、五五三、五五四、五五五、五五六、五五七、五五八、五五九、五六〇、五六一、五六二、五六三、五六四、五六五、五六六、五六七、五六八、五六九、五七〇、五七一、五七二、五七三、五七四、五七五、五七六、五七七、五七八、五七九、五八〇、五八一、五八二、五八三、五八四、五八五、五八六、五八七、五八八、五八九、五九〇、五九一、五九二、五九三、五九四、五九五、五九六、五九七、五九八、五九九、六〇〇、六〇一、六〇二、六〇三、六〇四、六〇五、六〇六、六〇七、六〇八、六〇九、六一〇、六一一、六一二、六一三、六一四、六一五、六一六、六一七、六一八、六一九、六二〇、六二一、六二二、六二三、六二四、六二五、六二六、六二七、六二八、六二九、六三〇、六三一、六三二、六三三、六三四、六三五、六三六、六三七、六三八、六三九、六四〇、六四一、六四二、六四三、六四四、六四五、六四六、六四七、六四八、六四九、六五〇、六五一、六五二、六五三、六五四、六五五、六五六、六五七、六五八、六五九、六六〇、六六一、六六二、六六三、六六四、六六五、六六六、六六七、六六八、六六九、六七〇、六七一、六七二、六七三、六七四、六七五、六七六、六七七、六七八、六七九、六八〇、六八一、六八二、六八三、六八四、六八五、六八六、六八七、六八八、六八九、六九〇、六九一、六九二、六九三、六九四、六九五、六九六、六九七、六九八、六九九、七〇〇、七〇一、七〇二、七〇三、七〇四、七〇五、七〇六、七〇七、七〇八、七〇九、七一〇、七一一、七一二、七一三、七一四、七一五、七一六、七一七、七一八、七一九、七二〇、七二一、七二二、七二三、七二四、七二五、七二六、七二七、七二八、七二九、七三〇、七三一、七三二、七三三、七三四、七三五、七三六、七三七、七三八、七三九、七四〇、七四一、七四二、七四三、七四四、七四五、七四六、七四七、七四八、七四九、七五〇、七五一、七五二、七五三、七五四、七五五、七五六、七五七、七五八、七五九、七六〇、七六一、七六二、七六三、七六四、七六五、七六六、七六七、七六八、七六九、七七〇、七七一、七七二、七七三、七七四、七七五、七七六、七七七、七七八、七七九、七八〇、七八一、七八二、七八三、七八四、七八五、七八六、七八七、七八八、七八九、七九〇、七九一、七九二、七九三、七九四、七九五、七九六、七九七、七九八、七九九、八〇〇、八〇一、八〇二、八〇三、八〇四、八〇五、八〇六、八〇七、八〇八、八〇九、八一〇、八一一、八一二、八一三、八一四、八一五、八一六、八一七、八一八、八一九、八二〇、八二一、八二二、八二三、八二四、八二五、八二六、八二七、八二八、八二九、八三〇、八三一、八三二、八三三、八三四、八三五、八三六、八三七、八三八、八三九、八四〇、八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四六、八四七、八四八、八四九、八五〇、八五一、八五二、八五三、八五四、八五五、八五六、八五七、八五八、八五九、八六〇、八六一、八六二、八六三、八六四、八六五、八六六、八六七、八六八、八六九、八七〇、八七一、八七二、八七三、八七四、八七五、八七六、八七七、八七八、八七九、八八〇、八八一、八八二、八八三、八八四、八八五、八八六、八八七、八八八、八八九、八九〇、八九一、八九二、八九三、八九四、八九五、八九六、八九七、八九八、八九九、九〇〇、九〇一、九〇二、九〇三、九〇四、九〇五、九〇六、九〇七、九〇八、九〇九、九一〇、九一一、九一二、九一三、九一四、九一五、九一六、九一七、九一八、九一九、九二〇、九二一、九二二、九二三、九二四、九二五、九二六、九二七、九二八、九二九、九三〇、九三一、九三二、九三三、九三四、九三五、九三六、九三七、九三八、九三九、九四〇、九四一、九四二、九四三、九四四、九四五、九四六、九四七、九四八、九四九、九五〇、九五一、九五二、九五三、九五四、九五五、九五六、九五七、九五八、九五九、九六〇、九六一、九六二、九六三、九六四、九六五、九六六、九六七、九六八、九六九、九七〇、九七一、九七二、九七三、九七四、九七五、九七六、九七七、九七八、九七九、九八〇、九八一、九八二、九八三、九八四、九八五、九八六、九八七、九八八、九八九、九九〇、九九一、九九二、九九三、九九四、九九五、九九六、九九七、九九八、九九九、一〇〇〇、一〇〇一、一〇〇二、一〇〇三、一〇〇四、一〇〇五、一〇〇六、一〇〇七、一〇〇八、一〇〇九、一〇一〇、一〇一一、一〇一二、一〇一三、一〇一四、一〇一五、一〇一六、一〇一七、一〇一八、一〇一九、一〇二〇、一〇二一、一〇二二、一〇二三、一〇二四、一〇二五、一〇二六、一〇二七、一〇二八、一〇二九、一〇三〇、一〇三一、一〇三二、一〇三三、一〇三四、一〇三五、一〇三六、一〇三七、一〇三八、一〇三九、一〇四〇、一〇四一、一〇四二、一〇四三、一〇四四、一〇四五、一〇四六、一〇四七、一〇四八、一〇四九、一〇五〇、一〇五一、一〇五二、一〇五三、一〇五四、一〇五五、一〇五六、一〇五七、一〇五八、一〇五九、一〇六〇、一〇六一、一〇六二、一〇六三、一〇六四、一〇六五、一〇六六、一〇六七、一〇六八、一〇六九、一〇七〇、一〇七一、一〇七二、一〇七三、一〇七四、一〇七五、一〇七六、一〇七七、一〇七八、一〇七九、一〇八〇、一〇八一、一〇八二、一〇八三、一〇八四、一〇八五、一〇八六、一〇八七、一〇八八、一〇八九、一〇九〇、一〇九一、一〇九二、一〇九三、一〇九四、一〇九五、一〇九六、一〇九七、一〇九八、一〇九九、一一〇〇、一一〇一、一一〇二、一一〇三、一一〇四、一一〇五、一一〇六、一一〇七、一一〇八、一一〇九、一一一〇、一一一一、一一一二、一一一三、一一一四、一一一五、一一一六、一一一七、一一一八、一一一九、一一二〇、一一二一、一一二二、一一二三、一一二四、一一二五、一一二六、一一二七、一一二八、一一二九、一一三〇、一一三一、一一三二、一一三三、一一三四、一一三五、一一三六、一一三七、一一三八、一一三九、一一四〇、一一四一、一一四二、一一四三、一一四四、一一四五、一一四六、一一四七、一一四八、一一四九、一一五〇、一一五一、一一五二、一一五三、一一五四、一一五五、一一五六、一一五七、一一五八、一一五九、一一六〇、一一六一、一一六二、一一六三、一一六四、一一六五、一一六六、一一六七、一一六八、一一六九、一一七〇、一一七一、一一七二、一一七三、一一七四、一一七五、一一七六、一一七七、一一七八、一一七九、一一八〇、一一八一、一一八二、一一八三、一一八四、一一八五、一一八六、一一八七、一一八八、一一八九、一一九〇、一一九一、一一九二、一一九三、一一九四、一一九五、一一九六、一一九七、一一九八、一一九九、一二〇〇、一二〇一、一二〇二、一二〇三、一二〇四、一二〇五、一二〇六、一二〇七、一二〇八、一二〇九、一二一〇、一二一一、一二一二、一二一三、一二一四、一二一五、一二一六、一二一七、一二一八、一二一九、一二二〇、一二二一、一二二二、一二二三、一二二四、一二二五、一二二六、一二二七、一二二八、一二二九、一二三〇、一二三一、一二三二、一二三三、一二三四、一二三五、一二三六、一二三七、一二三八、一二三九、一二四〇、一二四一、一二四二、一二四三、一二四四、一二四五、一二四六、一二四七、一二四八、一二四九、一二五〇、一二五一、一二五二、一二五三、一二五四、一二五五、一二五六、一二五七、一二五八、一二五九、一二六〇、一二六一、一二六二、一二六三、一二六四、一二六五、一二六六、一二六七、一二六八、一二六九、一二七〇、一二七一、一二七二、一二七三、一二七四、一二七五、一二七六、一二七七、一二七八、一二七九、一二八〇、一二八一、一二八二、一二八三、一二八四、一二八五、一二八六、一二八七、一二八八、一二八九、一二九〇、一二九一、一二九二、一二九三、一二九四、一二九五、一二九六、一二九七、一二九八、一二九九、一三〇〇、一三〇一、一三〇二、一三〇三、一三〇四、一三〇五、一三〇六、一三〇七、一三〇八、一三〇九、一三一〇、一三一一、一三一二、一三一三、一三一四、一三一五、一三一六、一三一七、一三一八、一三一九、一三二〇、一三二一、一三二二、一三二三、一三二四、一三二五、一三二六、一三二七、一三二八、一三二九、一三三〇、一三三一、一三三二、一三三三、一三三四、一三三五、一三三六、一三三七、一三三八、一三三九、一三四〇、一三四一、一三四二、一三四三、一三四四、一三四五、一三四六、一三四七、一三四八、一三四九、一三五〇、一三五一、一三五二、一三五三、一三五四、一三五五、一三五六、一三五七、一三五八、一三五九、一三六〇、一三六一、一三六二、一三六三、一三六四、一三六五、一三六六、一三六七、一三六八、一三六九、一三七〇、一三七一、一三七二、一三七三、一三七四、一三七五、一三七六、一三七七、一三七八、一三七九、一三八〇、一三八一、一三八二、一三八三、一三八四、一三八五、一三八六、一三八七、一三八八、一三八九、一三九〇、一三九一、一三九二、一三九三、一三九四、一三九五、一三九六、一三九七、一三九八、一三九九、一四〇〇、一四〇一、一四〇二、一四〇三、一四〇四、一四〇五、一四〇六、一四〇七、一四〇八、一四〇九、一四一〇、一四一一、一四一二、一四一三、一四一四、一四一五、一四一六、一四一七、一四一八、一四一九、一四二〇、一四二一、一四二二、一四二三、一四二四、一四二五、一四二六、一四二七、一四二八、一四二九、一四三〇、一四三一、一四三二、一四三三、一四三四、一四三五、一四三六、一四三七、一四三八、一四三九、一四四〇、一四四一、一四四二、一四四三、一四四四、一四四五、一四四六、一四四七、一四四八、一四四九、一四五〇、一四五一、一四五二、一四五三、一四五四、一四五五、一四五六、一四五七、一四五八、一四五九、一四六〇、一四六一、一四六二、一四六三、一四六四、一四六五、一四六六、一四六七、一四六八、一四六九、一四七〇、一四七一、一四七二、一四七三、一四七四、一四七五、一四七六、一四七七、一四七八、一四七九、一四八〇、一四八一、一四八二、一四八三、一四八四、一四八五、一四八六、一四八七、一四八八、一四八九、一四九〇、一四九一、一四九二、一四九三、一四九四、一四九五、一四九六、一四九七、一四九八、一四九九、一五〇〇、一五〇一、一五〇二、一五〇三、一五〇四、一五〇五、一五〇六、一五〇七、一五〇八、一五〇九、一五一〇、一五一一、一五一二、一五一三、一五一四、一五一五、一五一六、一五一七、一五一八、一五一九、一五二〇、一五二一、一五二二、一五二三、一五二四、一五二五、一五二六、一五二七、一五二八、一五二九、一五三〇、一五三一、一五三二、一五三三、一五三四、一五三五、一五三六、一五三七、一五三八、一五三九、一五四〇、一五四一、一五四二、一五四三、一五四四、一五四五、一五四六、一五四七、一五四八、一五四九、一五五〇、一五五一、一五五二、一五五三、一五五四、一五五五、一五五六、一五五七、一五五八、一五五九、一五六〇、一五六一、一五六二、一五六三、一五六四、一五六五、一五六六、一五六七、一五六八、一五六九、一五七〇、一五七一、一五七二、一五七三、一五七四、一五七五、一五七六、一五七七、一五七八、一五七九、一五八〇、一五八一、一五八二、一五八三、一五八四、一五八五、一五八六、一五八七、一五八八、一五八九、一五九〇、一五九一、一五九二、一五九三、一五九四、一五九五、一五九六、一五九七、一五九八、一五九九、一六〇〇、一六〇一、一六〇二、一六〇三、一六〇四、一六〇五、一六〇六、一六〇七、一六〇八、一六〇九、一六一〇、一六一一、一六一二、一六一三、一六一四、一六一五、一六一六、一六一七、一六一八、一六一九、一六二〇、一六二一、一六二二、一六二三、一六二四、一六二五、一六二六、一六二七、一六二八、一六二九、一六三〇、一六三一、一六三二、一六三三、一六三四、一六三五、一六三六、一六三七、一六三八、一六三九、一六四〇、一六四一、一六四二、一六四三、一六四四、一六四五、一六四六、一六四七、一六四八、一六四九、一六五〇、一六五一、一六五二、一六五三、一六五四、一六五五、一六五六、一六五七、一六五八、一六五九、一六六〇、一六六一、一六六二、一六六三、一六六四、一六六五、一六六六、一六六七、一六六八、一六六九、一六七〇、一六七一、一六七二、一六七三、一六七四、一六七五、一六七六、一六七七、一六七八、一六七九、一六八〇、一六八一、一六八二、一六八三、一六八四、一六八五、一六八六、一六八七、一六八八、一六八九、一六九〇、一六九一、一六九二、一六九三、一六九四、一六九五、一六九六、一六九七、一六九八、一六九九、一七〇〇、一七〇一、一七〇二、一七〇三、一七〇四、一七〇五、一七〇六、一七〇七、一七〇八、一七〇九、一七一〇、一七一一、一七一二、一七一三、一七一四、一七一五、一七一六、一七一七、一七一八、一七一九、一七二〇、一七二一、一七二二、一七二三、一七二四、一七二五、一七二六、一七二七、一七二八、一七二九、一七三〇、一七三一、一七三二、一七三三、一七三四、一七三五、一七三六、一七三七、一七三八、一七三九、一七四〇、一七四一、一七四二、一七四三、一七四四、一七四五、一七四六、一七四七、一七四八、一七四九、一七五〇、一七五一、一七五二、一七五三、一七五四、一七五五、一七五六、一七五七、一七五八、一七五九、一七六〇、一七六一、一七六二、一七六三、一七六四、一七六五、一七六六、一七六七、一七六八、一七六九、一七七〇、一七七一、一七七二、一七七三、一七七四、一七七五、一七七六、一七七七、一七七八、一七七九、一七八〇、一七八一、一七八二、一七八三、一七八四、一七八五、一七八六、一七八七、一七八八、一七八九、一七九〇、一七九一、一七九二、一七九三、一七九四、一七九五、一七九六、一七九七、一七九八、一七九九、一八〇〇、一八〇一、一八〇二、一八〇三、一八〇四、一八〇五、一八〇六、一八〇七、一八〇八、一八〇九、一八一〇、一八一一、一八一二、一八一三、一八一四、一八一五、一八一六、一八一七、一八一八、一八一九、一八二〇、一八二一、一八二二、一八二三、一八二四、一八二五、一八二六、一八二七、一八二八、一八二九、一八三〇、一八三一、一八三二、一八三三、一八三四、一八三五、一八三六、一八三七、一八三八、一八三九、一八四〇、一八四一、一八四二、一八四三、一八四四、一八四五、一八四六、一八四七、一八四八、一八四九、一八五〇、一八五一、一八五二、一八五三、一八五四、一八五五、一八五六、一八五七、一八五八、一八五九、一八六〇、一八六一、一八六二、一八六三、一八六四、一八六五、一八六六、一八六七、一八六八、一八六九、一八七〇、一八七一、一八七二、一八七三、一八七四、一八七五、一八七六、一八七七、一八七八、一八七九、一八八〇、一八八一、一八八二、一八八三、一八八四、一八八五、一八八六、一八八七、一八八八、一八八九、一八九〇、一八九一、一八九二、一八九三、一八九四、一八九五、一八九六、一八九七、一八九八、一八九九、一九〇〇、一九〇一、一九〇二、一九〇三、一九〇四、一九〇五、一九〇六、一九〇七、一九〇八、一九〇九、一九一〇、一九一一、一九一二、一九一三、一九一四、一九一五、一九一六、一九一七、一九一八、一九一九、一九二〇、一九二一、一九二二、一九二三、一九二四、一九二五、一九二六、一九二七、一九二八、一九二九、一九三〇、一九三一、一九三二、一九三三、一九三四、一九三五、一九三六、一九三七、一九三八、一九三九、一九四〇、一九四一、一九四二、一九四三、一九四四、一九四五、一九四六、一九四七、一九四八、一九四九、一九五〇、一九五一、一九五二、一九五三、一九五四、一九五五、一九五六、一九五七、一九五八、一九五九、一九六〇、一九六一、一九六二、一九六三、一九六四、一九六五、一九六六、一九六七、一九六八、一九六九、一九七〇、一九七一、一九七二、一九七三、一九七四、一九七五、一九七六、一九七七、一九七八、一九七九、一九八〇、一九八一、一九八二、一九八三、一九八四、一九八五、一九八六、一九八七、一九八八、一九八九、一九九〇、一九九一、一九九二、一九九三、一九九四、一九九五、一九九六、一九九七、一九九八、一九九九、二〇〇〇、二〇〇一、二〇〇二、二〇〇三、二〇〇四、二〇〇五、二〇〇六、二〇〇七、二〇〇八、二〇〇九、二〇一〇、二〇一一、二〇一二、二〇一三、二〇一四、二〇一五、二〇一六、二〇一七、二〇一八、二〇一九、二〇二〇、二〇二一、二〇二二、二〇二三、二〇二四、二〇二五、二〇二六、二〇二七、二〇二八、二〇二九、二〇三〇、二〇三一、二〇三二、二〇三三、二〇三四、二〇三五、二〇三六、二〇三七、二〇三八、二〇三九、二〇四〇、二〇四一、二〇四二、二〇四三、二〇四四、二〇四五、二〇四六、二〇四七、二〇四八、二〇四九、二〇五〇、二〇五一、二〇五二、二〇五三、二〇五四、二〇五五、二〇五六、二〇五七、二〇五八、二〇五九、二〇六〇、二〇六一、二〇六二、二〇六三、二〇六四、二〇六五、二〇六六、二〇六七、二〇六八、二〇六九、二〇七〇、二〇七一、二〇七二、二〇七三、二〇七四、二〇七五、二〇七六、二〇七七、二〇七八、二〇七九、二〇八〇、二〇八一、二〇八二、二〇八三、二〇八四、二〇八五、二〇八六、二〇八七、二〇八八、二〇八九、二〇九〇、二〇九一、二〇九二、二〇九三、二〇九四、二〇九五、二〇九六、二〇九七、二〇九八、二〇九九、二一〇〇、二一〇一、二一〇二、二一〇三、二一〇四、二一〇五、二一〇六、二一〇七、二一〇八、二一〇九、二一一〇、二一一一、二一一二、二一一三、二一一四、二一一五、二一一六、二一一七、二一一八、二一一九、二一二〇、二一二一、二一二二、二一二三、二一二四、二一二五、二一二六、二一二七、二一二八、二一二九、二一三〇、二一三一、二一三二、二一三三、二一三四、二一三五、二一三六、二一三七、二一三八、二一三九、二一四〇、二一四一、二一四二、二一四三、二一四四、二一四五、二一四六、二一四七、二一四八、二一四九、二一五〇、二一五一、二一五二、二一五三、二一五四、二一五五、二一五六、二一五七、二一五八、二一五九、二一六〇、二一六一、二一六二、二一六三、二一六四、二一六五、二一六六、二一六七、二一六八、二一六九、二一七〇、二一七一、二一七二、二一七三、二一七四、二一七五、二一七六、二一七七、二一七八、二一七九、二一八〇、二一八一、二一八二、二一八三、二一八四、二一八五、二一八六、二一八七、二一八八、二一八九、二一九〇、二一九一、二一九二、二一九三、二一九四、二一九五、二一九六、二一九七、二一九八、二一九九、二二〇〇、二二〇一、二二〇二、二二〇三、二二〇四、二二〇五、二二〇六、二二〇七、二二〇八、二二〇九、二二一〇、二二一一、二二一二、二二一三、二二一四、二二一五、二二一六、二二一七、二二一八、二二一九、二二二〇、二二二一、二二二二、二二二三、二二二四、二二二五、二二二六、二二二七、二二二八、二二二九、二二三〇、二二三一、二二三二、二二三三、二二三四、

昭27.1.12.　第7502号

出と提出をしなかつたら其の株券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月六日
尼崎簡易裁判所

（別紙）　目　録
株式会社尼崎製鋼所株式　一百株券一枚
記号番号　甲第八百四十三号
額面　金五千円也
発行年月日　昭和二十一年六月一日
最終名義人　真貫たそ

●**昭和二十六年（ハ）第二六号**
京都市上京区衣笠総門町十二番地
申立人　梶本　正二
別紙表示の小切手に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月五日
京都簡易裁判所
裁判官　岡本　博

（別紙）　証書の表示
一小切手　三通
番号　(イ) A G 005726 (ロ) A G 005727 (ハ) A G 005561
金額　(イ)金四千五百円也 (ロ)金一千六百円也 (ハ)金一万二千六百十円也
振出日　(イ)同年同月十六日 (ロ)昭和二十六年十一月十九日
振出地　(イ)(ロ)京都市
振出人　金前渡官吏地方事務官北村禎
中京社会保険出張所資金前渡官吏
支拂地　京都市
支拂人　日本銀行京都支店
最終の所持人　梶本正二

●**昭和二十六年（ハ）第一号**
名古屋市中区本重町三丁目八番地
申立人　丸永商事株式会社
右代表取締役　水野　勇
右代理人弁護士　笹岡龍太郎
別紙目録記載の約束手形について申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年七月三十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をしその約束手形を提出されたい。もしその約束手形の無効を宣言する事がある。
昭和二十六年十一月二十九日
半田簡易裁判所
裁判官　栗本義之助

（別紙）　目　録
一番号　第一一号（約束手形）
金額　二百八十万円也
支拂期日　昭和二十六年十二月十六日
支拂地　半田市
支拂場所　東海銀行成岩支店
振出地　半田市
振出年月日　昭和二十六年十月十五日
振出人　愛知県半田市字酉新田二十二番地、岩田織布株式会社取締役
社長岩田太一郎
裏書人　丸永商事株式会社
宛名人　名古屋市中区本重町三丁目八番地、丸永商事株式会社代表取締役水野勇

●**昭和二十六年（ハ）第一号**
愛知県知多郡大府町大字大府字スクモ九十一番地
申立人　広瀬　政行
別紙目録表示の小切手に付申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合にはその無効を宣言することがある。
昭和二十六年十一月十六日
愛知横須賀簡易裁判所
裁判官　川瀬清一

（別紙）　目　録
一小切手　二通
種類　記名式小切手（二通）
記号番号　(イ)国立愛知療養所XY第二八二二号 (ロ)国立療養所大府荘Y第〇〇七〇二三号
額面　(イ)金二万九千六百九十五円 (ロ)金六千三百九十四円
振出人　国立愛知療養所、国立療養所大府荘
振出日附　(イ)昭和二十六年三月二十三日 (ロ)昭和二十六年三月二十日
振出地　知多郡大府町東海銀行大府支店
支拂人　国立愛知療養所、国立療養所大府荘
支拂地　知多郡大府町東海銀行大府支店
受取人　広瀬政行
最終所持人　広瀬政行

●**昭和二十六年（ハ）第一五号**
宇部市西区助田中通二丁目
申立人　木下　国雄
山口市大字今道
右代理人弁護士　原田市之進
右申立人から別紙目録記載の証券について公示催告の申出をなしたので其の所持人は昭和二十七年八月十二日午前九時の公示催告期日迄に当裁判所に右証券を提出して権利の届出をして貰ひたい。若右期日迄に提出並届出のない場合は其の証券の無効を宣言することがあるかも知れない。
昭和二十六年十二月八日
船木簡易裁判所

（別紙）　目　録
宇部市西区助田中通二丁目
申立人　木下　国雄
山口市大字今道
右代理人弁護士　原田市之進
右申立人から別紙目録記載の証券について公示催告の申出をなしたので其の所持人は昭和二十七年八月十二日午前九時の公示催告期日迄に当裁判所に右証券を提出して権利の届出をして貰ひたい。若右期日迄に提出並届出のない場合は其の証券の無効を宣言することがあるかも知れない。
昭和二十六年十二月八日
船木簡易裁判所

（別紙）　目　録
一小切手　三通
番号　(イ) A G 005726 (ロ) A G 005727 (ハ) A G 005561
金額　(イ)金四千五百円也 (ロ)金一千六百円也 (ハ)金一万二千六百十円也
振出日　(イ)同年同月十六日 (ロ)昭和二十六年十一月十九日
振出地　(イ)(ロ)京都市
振出人　金前渡官吏地方事務官稲垣一男 (ハ)中京社会保険出張所資金前渡官吏
支拂地　京都市
支拂人　日本銀行京都支店
最終の所持人　梶本正二

●**昭和二十六年（ハ）第一号**
名古屋市中区本重町三丁目八番地
申立人　丸永商事株式会社
右代表取締役　水野　勇
右代理人弁護士　笹岡龍太郎
別紙目録記載の約束手形について申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年七月三十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をしその約束手形を提出されたい。もしその約束手形の無効を宣言する事がある。
昭和二十六年十一月二十九日
半田簡易裁判所
裁判官　栗本義之助

（別紙）　目　録
一番号　第二号（約束手形）
金額　二百八十万円也
支拂期日　昭和二十六年十二月十六日
支拂地　半田市
支拂場所　東海銀行成岩支店
振出地　半田市
振出年月日　昭和二十六年十月十五日
振出人　愛知県半田市字酉新田二十二番地、岩田織布株式会社取締役
社長岩田太一郎
宛名人　丸永商事株式会社
裏書人　名古屋市中区本重町三丁目八番地、丸永商事株式会社代表取締役水野勇

●**昭和二十六年（ハ）第一号**
愛知県知多郡大府町大字大府字スクモ九十一番地
申立人　広瀬　政行
別紙目録表示の小切手に付申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合にはその無効を宣言することがある。
昭和二十六年十一月十六日
愛知横須賀簡易裁判所
裁判官　川瀬清一

（別紙）　目　録
一小切手　二通
種類　記名式小切手（二通）
記号番号　(イ)国立愛知療養所XY第二八二二号 (ロ)国立療養所大府荘Y第〇〇七〇二三号
額面　(イ)金二万九千六百九十五円 (ロ)金六千三百九十四円
振出人　国立愛知療養所、国立療養所大府荘
振出日附　(イ)昭和二十六年三月二十三日 (ロ)昭和二十六年三月二十日
振出地　知多郡大府町東海銀行大府支店
支拂人　国立愛知療養所、国立療養所大府荘
支拂地　知多郡大府町東海銀行大府支店
受取人　広瀬政行
最終所持人　広瀬政行

●**昭和二十六年（ハ）第一五号**
宇部市西区助田中通二丁目
申立人　木下　国雄
山口市大字今道
右代理人弁護士　原田市之進
右申立人から別紙目録記載の証券について公示催告の申出をなしたので其の所持人は昭和二十七年八月十二日午前九時の公示催告期日迄に当裁判所に右証券を提出して権利の届出をして貰ひたい。若右期日迄に提出並届出のない場合は其の証券の無効を宣言することがあるかも知れない。
昭和二十六年十二月八日
船木簡易裁判所

（別紙）　目　録
発行年月日　昭和二十五年三月二十日（A）、昭和二十四年八月二十日（B）、昭和二十五年八月八日（甲）
発行人　同会社取締役社長安藤豊祿
最終名義人　木下国雄

●**昭和二十六年（ハ）第一六号**
岡山県倉敷市住吉町二三一
申立人　中山　高治
山口県山口市大字今道
原田市之進
右申立人代理人
右申立人から別紙目録記載の証券について公示催告の申立をなしたので其の所持人は昭和二十七年八月十二日午前九時の公示催告期日迄に当裁判所に右証券を提出して権利の届出をして貰ひたい。若右期日迄に提出並届出のない場合は其の証券の無効を宣言することがあるかも知れない。
昭和二十六年十二月八日
船木簡易裁判所

（別紙）　目　録
小野田セメント製造株式会社株式十株券三枚
記号番号　記ろ番第二二四九号第二二四八号第二二四七号
額面　金五千円也（金額拂込済）
発行年月日　昭和二十五年三月二十日（A）、昭和二十四年八月二十日（B）、昭和二十五年八月八日（甲）
発行人　同会社取締役社長安藤豊祿
最終名義人　木下国雄

●**昭和二十六年（ハ）第一六号**
岡山県倉敷市住吉町二三一
申立人　中山　高治
山口県山口市大字今道
原田市之進
右申立人代理人
右申立人から別紙目録記載の証券について公示催告の申立をなしたので其の所持人は昭和二十七年八月十二日午前九時の公示催告期日迄に当裁判所に右証券を提出して権利の届出をして貰ひたい。若右期日迄に提出並届出のない場合は其の証券の無効を宣言することがあるかも知れない。
昭和二十六年十二月八日
船木簡易裁判所

（別紙）　目　録
小野田セメント製造株式会社株式十株券三枚
記号番号　記ろ番第二二四七号第二二四八号第二二四九号
額面　金五千円也（金額拂込済）

●**昭和二十六年（ハ）第一六号**
名古屋市中区本重町三丁目八番地
申立人　丸永商事株式会社
右代表取締役　水野　勇
右代理人弁護士　笹岡龍太郎
別紙目録記載の約束手形について申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年七月三十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をしその約束手形を提出されたい。もしその約束手形の無効を宣言する事がある。
昭和二十六年十一月二十九日
半田簡易裁判所
裁判官　栗本義之助

（別紙）　目　録
一番号　第二号（約束手形）
金額　二百八十万円也
支拂期日　昭和二十六年十二月十六日
支拂地　半田市
支拂場所　東海銀行成岩支店
振出地　半田市
振出年月日　昭和二十六年十月十五日
振出人　愛知県半田市字酉新田二十二番地、岩田織布株式会社取締役
社長岩田太一郎
宛名人　丸永商事株式会社
裏書人　名古屋市中区本重町三丁目八番地、丸永商事株式会社代表取締役水野勇

●**昭和二十六年（ハ）第一号**
愛知県知多郡大府町大字大府字スクモ九十一番地
申立人　広瀬　政行
別紙目録表示の小切手に付申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合にはその無効を宣言することがある。
昭和二十六年十一月十六日
愛知横須賀簡易裁判所
裁判官　川瀬清一

（別紙）　目　録
一小切手　二通
種類　記名式小切手（二通）
記号番号　(イ)国立愛知療養所XY第二八二二号 (ロ)国立療養所大府荘Y第〇〇七〇二三号
額面　(イ)金二万九千六百九十五円 (ロ)金六千三百九十四円
振出人　国立愛知療養所、国立療養所大府荘
振出日附　(イ)昭和二十六年三月二十三日 (ロ)昭和二十六年三月二十日
振出地　知多郡大府町東海銀行大府支店
支拂人　国立愛知療養所、国立療養所大府荘
支拂地　知多郡大府町東海銀行大府支店
受取人　広瀬政行
最終所持人　広瀬政行

●**昭和二十六年（ハ）第一〇号**
東京都千代田区丸ノ内二丁目二番地丸ビル内
申立人　白洋貿易株式会社
右代表取締役　勝守陸太郎
別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月十一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十日
横浜簡易裁判所
裁判官　松南健彦

（別紙）　遺失物件内容目録
一遺失物件　船荷証券番号三番
遺失物件部数　正一通、副一通計二通
遺失物件の発行者　オーシヤン・ステイームシップ・コムパニー・リミテッド
発行年月日　昭和十三年九月二十五日
発行人　同会社取締役社長笠井真三
最終名義人　株式会社中山商店取締役社長中山高治

●**昭和二十六年（ハ）第二号**
鳥取市賀露町一〇九〇番地
申立人　米村　信光
一、別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月三日午前十時迄に当裁判所に権利を届出でられ度い若し右期日迄に右の届出をなされないときは、其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月三日
鳥取簡易裁判所
裁判官代行　豊福助一

（別紙）　目　録
一種類　第一回扶桑割増定期預金証書（割増金引換券付）
数量　十四枚
一枚の金額　金一千円也
記号番号　第一回〇四八四六八、〇四八四八〇、自〇四八四八六至〇四八四九七、計十四枚
発行者　部長山根時敏　社扶桑相互銀行営業
期間　六箇月
抽籤日　昭和二十六年十二月十六日
割増金支拂開始日　昭和二十六年十二月二十六日
証券名義人　記載なし

●**昭和二十六年（ハ）第二二号**
名古屋市中区御幸本町五丁目一〇番地
申立人　万善既製服株式会社
右代表取締役　山田一之輔
別紙目録記載の手形に付前記申立人から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年七月七日午前九時迄に当裁判所に権利を届出されたい。若右期日迄に届出及提出がないときはその無効を宣言することがあるであらう。
昭和二十六年十一月二十一日
福岡簡易裁判所
裁判官　津田猛哉

（別紙）　目　録
一、約束手形　六通
額面　(イ)五千五万九千七百五十七円 (ロ)一百万円 (ハ)一百五十万四千十七円 (ニ)十六万一千六百六十円 (ホ)五十万円 (ヘ)三十七万一千九百三十五円
二、為替手形　八通
額面　(イ)五十万円 (ロ)三十八万四百円 (ハ)四万一千五百三十円 (ニ)十一万五千六百十五円 (ホ)二十万円 (ヘ)四十三万二千九百円
振出地支拂地　共に福岡市
振出年月日　昭和二十六年九月二十九日
以上各共通
支拂期日　(イ)昭和二十六年十一月二十五日 (ロ)昭和二十六年十一月三十日 (ハ)昭和二十六年十二月十日 (ニ)(ヘ)昭和二十六年十二月十五日 (ホ)昭和二十六年十二月三十日
振出人　(イ)(ロ)(ハ)株式会社小宮商店小宮三郎 (ニ)(ホ)(ヘ)本田倫株式会社本田千代蔵 (ト)(チ)(リ)(ヌ)古賀靖株式会社古賀靖介 (ヲ)(ワ)(カ)株式会社本田叉商店本田叉次郎
支拂場所　(イ)(ロ)(ハ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)株式会社三和銀行福岡支店 (ニ)(ホ)(ヘ)(ヲ)(ワ)(カ)株式会社富士銀行福岡支店 (ル)株式会社佐賀中央銀行福岡支店
名宛人　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)無記名 (ロ)万善既製服株式会社
引受人　(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)古賀靖株式会社
古賀靖介 (ヲ)(ワ)(カ)株式会社本田叉商店本田叉次郎

遺失物件の発行日　一九五一年十月十一日
遺失物件の発行場所　海峡植民地シンガポール
遺失物件の受益者　東京都千代田区丸ノ内二丁目二番地丸ビル内、白洋貿易株式会社
遺失物件の内容
(1)船積品目　錫インゴット（数量五・五屯）
(2)荷印番号　HTCL YOKOHAMA S.27
(3)積出港　シンガポール
(4)荷揚港　横浜
(5)船名　ペレウス号
(6)積出人　ブンゲ・アンド・コムパニー・リミテッド
(7)荷受人　白洋貿易株式会社
(8)到着通知先　白洋貿易株式会社
(9)運賃　支拂済

●**昭和二十六年（ハ）第一六号**
東京都武蔵野市吉祥寺二〇四八番地
申立人　遠藤なを江
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十一日
川崎簡易裁判所
裁判官　植田徳市

（別紙）　目　録
東京芝浦電気株式会社株式
種類枚数　百株券五枚
記号及番号　M号自四一一九六二六至四一一九六三〇
額面金額　金五千円
拂込金額　全額拂込済
発行者　東京芝浦電気株式会社

●**昭和二十六年（ハ）第三号**
千葉市農業協同組合千葉果樹事務所内
申立人　長島太一郎
右代理人弁護士　田口　二郎
別紙表示の小切手に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十一日
川崎簡易裁判所
裁判官　植田徳市

（別紙）　目　録
東京芝浦電気株式会社株式
種類枚数　百株券五枚
記号及番号　M号自四一一九六二六至四一一九六三〇
額面金額　金五千円
拂込金額　全額拂込済
発行者　東京芝浦電気株式会社

●**昭和二十六年（ハ）第三号**
千葉市農業協同組合千葉果樹事務所内
申立人　長島太一郎
右代理人弁護士　田口　二郎
別紙表示の小切手に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十一日
川崎簡易裁判所
裁判官　植田徳市

（別紙）　目　録
第二回福福定期貯金証書　第一組第一〇二〇一番より第一〇二〇五番迄各一枚計五枚、第二組第一一四六番より第一一四九五番迄各一枚計十枚、第三組第一六九七六番より第一六九八〇番迄各一枚計五枚、以上総計二十枚（各組額面一千円也宛）
元金支拂月日　昭和二十五年十二月十三日

●**昭和二十四年（ハ）第四号**
静岡市馬淵三丁目三十一番地
申立人　鈴木　静子
別紙表示の株券につき申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年七月三十一日までに当裁判所に権利の届出を為しその株券を提出されたい。若し右期日までにその届出及提出がないときはその株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月六日
静岡簡易裁判所
裁判官　片岡録朗

（別紙）　目　録
第二回福福定期貯金証書　第一組第一〇二〇一番より第一〇二〇五番迄各一枚計五枚、第二組第一一四六番より第一一四九五番迄各一枚計十枚、第三組第一六九七六番より第一六九八〇番迄各一枚計五枚、以上総計二十枚（各組額面一千円也宛）
元金支拂月日　昭和二十五年十二月十三日

●**昭和二十四年（ハ）第四号**
静岡市馬淵三丁目三十一番地
申立人　鈴木　静子
別紙表示の株券につき申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年七月三十一日までに当裁判所に権利の届出を為しその株券を提出されたい。若し右期日までにその届出及提出がないときはその株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月六日
静岡簡易裁判所
裁判官　片岡録朗

（別紙）　目　録
一株券　安倍川工業株式会社五株券二枚
額面　金二百五十円也但一株の金額
記号番号　自Aろ四五号至Aろ四六号
株券発行者　安倍川工業株式会社取締役社長小塩孫八
形式　記名式
株式名義人　鈴木友治

●**昭和二十六年（ハ）第八号**
宮城県市浜町八二番地
申立人　牧田　忠夫
右申立人より別紙目録記載の株券につき公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年七月十一日午前十時までに当裁判所に権利を届出で右株券を提出せられたい。もし右期日までに届出及提出がないときはその無効を宣言する。
昭和二十六年十二月十三日
浜松簡易裁判所
裁判官　上坂吉次

（別紙）　目　録
日本楽器製造株式会社株式(イ)五十株券一枚(ロ)十株券十枚
一枚の額面金額　(イ)二千五百円(ロ)五百円
一株の拂込金額　金五十円全額拂込済
記号番号　(イ)い号丁第一〇七三(ロ)ろ号丙自第一五五六号至第一五五五
発行者　日本楽器製造株式会社
最終名義人　中沢英三
最終所持人　牧田忠夫

●**昭和二十六年（ハ）第二号**
甲府市常盤町四番地
申立人　山梨中央銀行
右代表取締役　山名取忠彦
山梨県南巨摩郡鰍沢町一六三九番地
右申立人代理人　吉沢　秀市
別紙表示の小切手に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十三日
浜松簡易裁判所
裁判官　上坂吉次

（別紙）　目　録
日本楽器製造株式会社株式(イ)五十株券一枚(ロ)十株券十枚
一枚の額面金額　(イ)二千五百円(ロ)五百円
一株の拂込金額　金五十円全額拂込済
記号番号　(イ)い号丁第一〇七三(ロ)ろ号丙自第一五五六号至第一五五五
発行者　日本楽器製造株式会社
最終名義人　中沢英三
最終所持人　牧田忠夫

●**昭和二十六年（ハ）第二号**
甲府市常盤町四番地
申立人　山梨中央銀行
右代表取締役　山名取忠彦
山梨県南巨摩郡鰍沢町一六三九番地
右申立人代理人　吉沢　秀市
別紙表示の小切手に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十三日
浜松簡易裁判所
裁判官　上坂吉次

（別紙）　目　録
日本楽器製造株式会社株式(イ)五十株券一枚(ロ)十株券十枚
一枚の額面金額　(イ)二千五百円(ロ)五百円
一株の拂込金額　金五十円全額拂込済
記号番号　(イ)い号丁第一〇七三(ロ)ろ号丙自第一五五六号至第一五五五
発行者　日本楽器製造株式会社
最終名義人　中沢英三
最終所持人　牧田忠夫

●**昭和二十六年（ハ）第四五二号**
東京都中央区銀座四三丁目一番地、菊正ビル四階
申立人　三豊株式会社
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券の提出されたい。もし期日迄に右の届出及提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十三日
大阪簡易裁判所
裁判官　片岡録朗

（別紙）　目　録
約束手形十通
手形番号　(イ)三〇一号(ロ)三〇二号(ハ)三〇三号(ニ)三〇四号(ホ)三〇五号(ヘ)三〇六号(ト)三〇七号(チ)三〇八号(リ)三一一号(ヌ)三一二号
振出人　三豊株式会社
額面　各金一百万円也
支拂期日、振出年月日　記載なし
振出地　東京都中央区
支拂地　大阪市
支拂場所　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)株式会社第一銀行梅田支店 (ト)(チ)株式会社大和銀行久太郎町支店 (リ)(ヌ)株式会社富士信託銀行本店
宛名人　(イ)西村産業株式会社 (ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)記載なし
保証人　日本ゴム株式会社

●**昭和二十六年（ハ）第四五三号**
八王子市元横山町三十一番地
申立人　株式会社石川商店
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十三日
大阪簡易裁判所
裁判官　片岡録朗

（別紙）　物件の表示
一金額　三十六万四千八百円也
支拂期日　昭和二十七年一月二十五日
支拂地　大阪市
支拂場所　日本信託銀行大阪支店
振出地　大阪市
振出日　昭和二十六年一月十日
振出人　大阪市東区南本町三丁目二十五番地、市田株式会社大阪支店
名宛人　株式会社石川商店

●**昭和二十六年（ハ）第四五四号**
京都市上京区小山西花池町二十七
申立人　杉原　隆平
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をしその証券を提出されたい。若し右期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十三日
大阪簡易裁判所
裁判官　片岡録朗

（別紙）　物件の表示
一金額　三十六万四千八百円也
支拂期日　昭和二十七年一月二十五日
支拂地　大阪市
支拂場所　日本信託銀行大阪支店
振出地　大阪市
振出日　昭和二十六年一月十日
振出人　大阪市東区南本町三丁目二十五番地、市田株式会社大阪支店
名宛人　株式会社石川商店

昭27.1.12.　第7502号

届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十三日
大阪簡易裁判所

（別紙）　株券目録
日本建設産業株式会社新株式百株券三枚
株券額面　金五千円也
株券額面　一株に付金五十円也
記号番号　新乙第五一〇号、新乙第二五五〇号、新乙第三〇七五号
発行日　昭和二十四年八月十五日
発行者　日本建設産業株式会社社長　田路舜哉
当初株主　大和証券株式会社取締役社長　渡辺安太郎
最終株主　杉原隆平

●昭和二十六年（ヘ）第四五五号
高知県長岡郡新改村新改一八二、岡林邦彦方　申立人　筒井藤次郎
別紙目録に記載した証券について右者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十三日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目録
住友電気工業株式会社旧株式六十株新株式六十六株、五十株券一枚、一十株券七枚、五株券一枚、一株券一枚
株券額面　五十株券金二千五百円也、十株券金五百円也、五株券金二百五十円也、一株券金五十円也
拂込金額　旧株式一株に付金五十円也、新株式一株に付金二十五円也
記号番号　(1)は丁九〇六一、九〇六二、九〇六三(2)に丁五七一八、五七一九(3)へ丙一七三二、へ丁二七二三、へ戊一八一九、へ己五二七二
発行日　(1)昭和十二年九月十五日(2)昭和十五年二月二十日(3)昭和十九年六月一日
発行者　住友電気工業株式会社
最終株主　筒井藤次郎
最終所持者　筒井藤次郎

●神戸市長田区苅藻通五丁目三番地
申立人　株式会社細川工務店
代表取締役　笹市
右申立人から別紙表示の約束手形に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年九月六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の約束手形を提出されたい。若し期日迄に右の届出をしないと其の約束手形の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十日
神戸簡易裁判所

（別紙）　目録
約束手形
額面　金二十五万円也
支拂期日　昭和二十六年十二月十五日
支拂場所　大阪銀行兵庫支店
振出人　合名会社宮田硝子店
無記名番号　なし
約束手形
番号　一一九〇
支拂期日　昭和二十六年十二月十五日
支拂場所　神戸銀行本庄営業所
振出人　株式会社神戸製鋼所
金額　三十九万七千八百二十二円也

●西宮市甲子園口一丁目八番地
申立人　南基
右申立人から別紙表示の約束手形に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年九月六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の約束手形を提出されたい。若し期日迄に右の届出をしないと其の約束手形の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十日
神戸簡易裁判所

（別紙）　目録
約束手形
一
額面金額　金百万円也
支拂地　昭和二十七年二月五日
支拂期日
支拂場所　神戸市
振出地　神戸銀行尻池支店
振出日付　昭和二十六年三月六日
振出人　神戸市長田区東尻池町三丁目一三八、日本相互信用組合組合長三好賢
宛名人　不記載
所持人　南基

●昭和二十六年（ヘ）第九号
大垣市伝馬町百四十三番戸
申立人　安藤善市
代理人　辻佳吉
右代理人から別紙表示の株券について申立人から公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年七月二十三日午前十時迄に当裁判所へ権利の届出を為し且株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出を為さないときは其の株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月十二日
大垣簡易裁判所

（別紙）　目録
西濃鉄道株式会社株式十株券二枚
一株の株券の額面　金五十円
一株の拂込金額　イ乙第二十七号、ハ乙第二十八号
記号番号
発行者　西濃鉄道株式会社取締役社長　青木知四郎
発行日　昭和二年六月十五日
最終株主　辻佳吉

●昭和二十六年（ヘ）第一号
広島県沼隈郡本郷村四三二番地
申立人　平岡基作
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年六月九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月七日
尾道簡易裁判所
裁判官　高橋秀人

（別紙）　目録
松永酒造株式会社株式五十株券四枚
一株の金額　金五十円
一枚の株券　額面二千五百円
拂込金額
記号番号　自丙第十三号至丙第十六号
発行者　松永酒造株式会社代表取締役富士谷盛夫
発行年月日　昭和二十六年七月二十日
最後の名義人　平岡基作
最後の所持人　平岡基作

右不在者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月二十五日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日までにその届出をされたい。
昭和二十六年十二月二十四日
津家庭裁判所宇治山田支部

●昭和二十六年（ヘ）第三三号
福島県相馬郡中村町西山一〇八
申立人　柚木吉次郎
代理人　弁護士　浅沼彦一郎
右代理人弁護士から別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月十一日午前十時迄に当裁判所に権利を届け出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十日
倉敷簡易裁判所

（別紙）　目録
倉敷レイヨン株式会社株式七枚、二百株
額面金額　(イ)金五千円也(ロ)金二千五百円也(ハ)金五百円也
拂込金額　(イ)ほ戊第二一七三五号(ロ)全額拂込済
記号番号　(イ)ほ甲第一三九〇号(ハ)い乙自第二三三六号至第二三四〇号
発行者　倉敷レイヨン株式会社
発行年月日　(イ)(ロ)昭和二十四年四月十五日(ハ)大正十五年九月十日
最終名義人　柚木吉次郎

○失踪に関する届出の催告

●昭和二十六年（家）第一三三号
本籍及び住所刈羽郡北鯖石村大字藤井八千八百二十八番地
申立人　千原光栄
本籍及び最後の住所刈羽郡北鯖石村大字藤井八千八百二十八番地
不在者　千原邦平
明治四十三年五月九日生
右不在者に対し利害関係人千原光栄より失踪宣告の申立を為したから不在者は昭和二十七年九月一日午前九時迄に当家庭裁判所に生存の届出をされたい。若し其の届出をしないときは失踪の宣告をうけることになる。又不在者の生死を知つている方は右期日迄に其の届出をして下さい。
昭和二十六年十二月二十二日
新潟家庭裁判所柏崎支部

●昭和二十六年（家）第八〇七号
本籍住所共三重県志摩郡浜島町大字浜島八百十八番地の二
申立人　井上ふさん
明治七年四月十日生
本籍並びに最後の住所右に同じ
不在者　井上力太郎
明治二十六年四月十五日生

会社その他の公告

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十二月一日の社員総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月五日
東京都墨田区東両国四丁目二番地
両国ビニール産業有限会社
清算人　志村七郎

合併公告
昭和二十六年十二月二十五日開催の各株主総会において下記会社は合併して（甲）は存続し（乙）は解散することに決議致しましたから上記合併に異議ある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年一月十二日
名古屋市中区針屋町二の二
（甲）信和商事株式会社
愛知県葉栗郡木曽川町大字黒田
東町北一七
（乙）林毛織株式会社

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月十二日
東京都墨田区太平町二丁目十七番地
共和加工株式会社
清算人　荒畑義雄

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年三月一日の株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月十二日
東京都中央区槇町三丁目三番地
国際家具株式会社
清算人　設楽敏男

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月二十五日株主総会の決議により解散しました。当会社に債権を有される方はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出がないと清算から除斥致します。
昭和二十七年一月七日
大阪府三島郡山田村大字山田下二千五百一番地
光和メリヤス株式会社
清算人　山本茂

会社解散公告（第二回）
当会社は昭和二十五年七月十九日の株主総会の決議に因り解散し現在清算手続中でありますから当会社に対して債権を有する方はこの公告の日から二箇月以内にその旨を申出て下さい。もしこの期間内に申入がないときは清算から除斥します。
昭和二十七年一月七日
住所　大阪市南区難波新地六番町一番地
会社名　ナニワ物産株式会社
清算人　亀田定雄

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十二月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月九日
東京都中央区銀座東八の一九
日本産業株式会社
清算人　西山貼彦

株式併合につき株券提出公告
当会社は昭和二十六年十二月二十日の株主総会で額面株式（一株の金額五百円）十株を額面株式（一株の金額五千円）一株に併合することを決議しました。当会社の株券を所有される方は此の公告掲載の日から三箇月以内に当会社へ提出して下さい。
昭和二十七年一月十二日
東京都品川区南品川三丁目百二十三番地
山下電気株式会社
代表取締役　山下在

債権申出公告（第一回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日株主総会の決議に因り解散しましたについては当会社に対し債権を有せられる方は本公告掲載の日より二箇月以内にその債権の御申出相成度く若し右期間内に御申出がないときは清算から除斥致します。
昭和二十七年一月十二日
京都市中京区烏丸通二條上ル蒔絵屋町二百六十番地
日本薬品株式会社
清算人　山村善助
同　小川次郎

資本減少公告
当会社は株主総会に於て資本金一百万円の内金二十万円減少することに決議したから此資本減少に異議ある方は本公告掲載の日より二箇月以内に申出でられたい。
昭和二十七年一月七日
静岡県富士郡鷹岡町久沢二百六十五番地の十
芙蓉工業株式会社

株券提出公告
当会社は株主総会に於て資本金一百万円の内金二十万円減少し株式を併合することを決議したから本公告掲載の日より三箇月以内に株券を当会社に提出されたい。
昭和二十七年一月七日
静岡県富士郡鷹岡町久沢二百六十五番地の十
芙蓉工業株式会社

株式名義書換停止公告
昭和二十七年一月一日より定時株主総会終了の日迄株式の名義書換及質権又は信託の表示に関する登録の取扱を停止致します。
昭和二十六年十二月二十五日
日本漁業株式会社

臨時株主総会決議公告
昭和二十六年十二月二十日開催の臨時株主総会に於て左記の通り決議されましたから公告致します。
昭和二十六年十二月二十四日
日本倉庫株式会社
株主各位
臨時株主総会決議事項
第一号議案　再評価積立金の一部資本組入の件は原案通り承認可決

第二号議案　再評価積立金の一部資本組入に伴う新株発行の件は原案通り承認可決
以上

第二期決算公告
昭和二十六年十月三十一日現在

貸借対照表（資産の部）

現金及預金	七六二、二七七・七三
受取手形	三三、二八二、三六〇・〇〇
売掛金	一、六二九、六九六・九三
未収金	一、三二九、〇〇〇・〇〇
投資有価証券	五一、三五六、四五九・七一
商品	九、三六〇、四四九・三九
貸付金及仮拂金	六、三九五、五〇九・九八
在高	一、九三、三六七・八〇
車輌及什器備品	一〇五、四四六、六四五・三四
前拂費用	一〇、四四六、六四五・三四
其他	一〇、四四六、六四五・三四
合計	貸方（負債の部）
支拂手形	三九、〇五〇、九三六・九〇
買掛金及未拂金	五〇、一〇一、七九一・二三
短期借入金	四、五〇〇、〇〇〇・〇〇
従業員預り金	四九七、〇一九・〇〇
貸倒準備金	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇
納税引当金	九三、九六六・〇〇
前期繰越利益金	三二、一五四・〇〇
当期利益金	四三、三一二・六
合計	七、九四四、三五五・三五
	一〇五、四四六、六四五・三四

昭和二十六年十二月三十一日
京都市中京区二條通烏丸東入
株式会社鳥路商店
取締役社長　島路源蔵

第三期決算公告
貸借対照表
（昭和二十六年九月三十日現在）

借方（資産の部）

土地	三〇、八四九・〇〇
建物	二、八〇〇、〇〇〇・〇〇
自動車	六二、五〇〇・〇〇
運搬具	二、三〇〇・〇〇
備品	一四七、八五六・〇〇
他店貸	三三、一二三・八〇
未収金	一九、四五一・〇〇
受取手形	五〇七、一〇二・六一
預金、現金	一、五一七、〇七八・〇〇
仮拂金	二、八六二・〇〇
未経過費用	三〇、〇〇〇・〇〇
差入保証金	五四、六四三・七〇
貯蔵品	二、三五六・〇〇
当業所	三七八、三四一・六一
前期繰越欠損金	五、八四四、一七四・七〇
合計	

貸方（負債及資本の部）

未拂運賃	四三六、〇三五・〇〇
未拂保険料	五、九〇四・〇〇
他店借	二六八、三五五・四〇
未拂金	一三、七一四・〇〇
預り金	三〇、五九四・九八
支拂手形	四一、〇八七・三五
資本金	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
減価償却引当金	四三八、九七九・一三
当期利益金	四三九、四九四・八五
合計	五、八四四、一七四・七一

右の通りであります。
昭和二十六年十一月
長岡市大手通一丁目七八四の一〇
長岡運輸株式会社

第二十七期貸借対照表
（昭和二十六年十一月三十日現在）

借方（資産の部）

流動資産	二七〇、七八三・三九
固定資産	一九、一九一・四三・六六
当期損失金	九〇、四二一・四六
合計	二九〇、八二一・九七・五一

貸方（負債の部）

流動負債	二七八、七一四・〇二五・四三
固定負債	一、四九九、四〇三・〇〇
引当金	二、一三五、一〇七・七六
資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
利益剰余金	五、四七二、六六一・三二
合計	二九〇、八二一、九七・五一

昭和二十六年十二月
東京都千代田区神田駿河台三の六
五興産業株式会社

解散団体財産売却公告（第三百十四回）
一、売却物件
建物木造瓦葺平家建　一棟
一〇八・〇〇坪（BC—二二二）
二、所在地　静岡県浜松市東田町一二一番
三、下見の日時
一月十六日午前十時物件所在地集合
四、入札の期限
一月二十一日午後五時締切
五、入札の場所
当理事会又は静岡県総務部地方課
六、保証金　三万円
七、買受人の決定は氏名を官報に公告し申込人にも通知します。
八、入札心得その他詳細については必ず当理事会又は静岡県総務部地方課にお問合せ下さい。
東京都千代田区鳥居内（旧枢密院）
解散団体財産売却理事会

第7502号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

PFIZER QUALITY

重症肺炎
百日咳
淋疾にも
内服で！

アメリカ・ファイザー社の最新抗生物質・

テラマイシン ファイザー

テラマイシンの著効は各臨牀医家により実証され、既に権威ある医学雑誌に多数発表されていますが、特に重症肺炎の場合は細菌性、ビールス性をとわず、本剤の内服により1—2日で解熱し、重症状態を緩解治癒せしめます。就中ペニシリン無効の不全性肺炎に対する本剤の卓効は特筆すべきものがあります。
又次の様な顕著な効果が得られています

百日咳・特有の咳、発作は内服後24—48時間以内に消失し著効が見られます

淋疾・2回の投與で特効的な効果を現わし淋菌は12—24時間、自覚症状は48時間内に消失治癒せしめます

赤痢・ス剤抵抗性のものも投與後短時間で諸症状は改善され、菌は1—3日で消失し治癒します

リケッチア感染症・恙虫病、発疹チフス等も服用後24時間で好転し、3—4日で平熱になる等好結果が得られています

★トラホーム治療に…テラマイシン眼軟膏★

適応症
肺炎・百日咳・軟性下疳
淋疾・発疹チフス・赤痢
疫痢・トラホーム

包装
カプセル　二五〇・一〇〇・五〇〇瓩
静脈注射用　五〇〇・二五〇瓩
エリキサー　(三〇cc)　一・五瓦
眼科用軟膏　〇・五%　三・五瓦

(医師の指示により御使用下さい)

田邊製藥

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁　電話九段(33)三五一—三五九
編集者　東京一九〇〇官報課